

# 板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第2号）

令和元年9月17日（火）午前9時開会

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 審査事項
  - (1) 都市建設課
    - 計画管理係 / 建設係
    - ・決算説明
    - ・質 疑
  - (2) 産業振興課
    - 農政係 / 農地係（農業委員会事務局） / 誘致推進係 / 商工観光係
    - ・決算説明
    - ・質 疑
  - (3) 住民環境課
    - 戸籍年金係 / 環境下水道係
    - ・決算説明
    - ・質 疑
  - (4) 会計課
    - 会計係
    - ・決算説明
    - ・質 疑
  - (5) 税務課
    - 住民税係 / 資産税係 / 収税係
    - ・決算説明
    - ・質 疑
  - (6) その他
    - ・企画財政課補足説明
    - ・住民環境課補足説明
4. 閉 会

---

○出席委員（12名）

森 田 義 昭	委員長	小 野 田 富 康	副委員長
亀 井 伝 吉	委員	本 間 清	委員

小 林 武 雄	委員	針 ヶ 谷 稔 也	委員
荒 井 英 世	委員	今 村 好 市	委員
黒 野 一 郎	委員	青 木 秀 夫	委員
市 川 初 江	委員	延 山 宗 一	委員

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

高 瀬 利 之	都市建設課長
斉 藤 弘 之	計画管理係長
塩 田 修 一	建設係長
伊 藤 良 昭	産業振興課長
渡 辺 正 幸	農政係長
青 木 英 世	農地係長
橋 本 貴 弘	商工誘致推進室長
舘 野 雅 英	誘致推進係長
斉 藤 康 裕	商工観光係長
峯 崎 浩	住民環境課長
宇 治 川 信 子	戸籍年金係長
根 岸 信 之	環境下水道係長
丸 山 英 幸	税務課長
川 部 昌 弘	住民税係長
青 木 小 百 合	資産税係長
長 谷 見 晶 広	収税係長
多 田 孝	会計管理者兼 会計課長
小 野 田 浩 靖	会計係長
根 岸 光 男	企画財政課長
栗 原 正 明	財政係長

○職務のため出席した者の職氏名

小 林 桂 樹	事務局長
川 野 辺 晴 男	庶務議事係長

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○小林桂樹事務局長 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから予算決算常任委員会を開会させていただきます。

---

○委員長挨拶

○小林桂樹事務局長 開会に当たりまして、森田委員長より挨拶をお願いいたします。

○森田義昭委員長 おはようございます。

13日に続きまして2日目になりますが、本日も本委員会に付託されました平成30年度各会計の決算認定についての審査を行います。委員並びに職員の皆様、よろしくをお願いいたします。

なお、職員の皆様からの説明は、決算書及び主要施策の結果により、新規事業、重点事業を中心に簡潔にお願いしたいと思います。

○小林桂樹事務局長 ありがとうございます。

それでは、次第に基づきまして進めさせていただければと思います。

3、審査事項となります。ここからは森田委員長の進行にてお願いいたします。

---

○認定第1号 平成30年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

○森田義昭委員長 それでは、都市建設課の審査を行います。

都市建設課からの説明をお願いいたします。

高瀬課長。

○高瀬利之都市建設課長 おはようございます。都市建設課でございます。よろしくをお願いいたします。

都市建設課につきましては、2係ございますけれども、私のほうからは平成30年度に実施いたしました主要重点事業の概要を申し上げます。

初めに、計画管理係でございますけれども、主要重点事業でございますが、道路維持事業、それと道路長寿命化事業、この2事業を重点事業として行ってございます。道路維持事業につきましては、管内一円の維持修繕工事を実施し、行政区からや地域からの要望、苦情等の対応に当たりました。また、道路長寿命化事業につきましては、昨年度からの継続で、初谷地内におきまして、舗装の打ちかえによる修繕工事を実施いたしました。

次に、建設係でございますけれども、生活圏道路の拡幅整備事業でございます町単独道路整備事業及び橋梁の点検や修繕を行う橋梁長寿命化事業の2事業を重点事業として行ってございます。町単独道路整備事業におきましては、7路線の工事を実施いたしまして、このうち3路線が工事完了となっております。また、橋梁長寿命化事業につきましては、業務委託により10橋の橋梁点検を行いまして、工事におきましては3橋の修繕工事を実施いたしました。

私のほうからは以上でございますが、詳細につきましては計画管理係、建設系の順にご説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○森田義昭委員長 斉藤係長。

○齊藤弘之計画管理係長 いつも大変お世話になっております。都市建設課計画管理係の齊藤です。よろしくお願ひいたします。

平成30年度決算の主要事業につきましてご説明をさせていただきます。

まず初めに、計画管理係の平成30年度歳入の決算につきましてご説明させていただきます。決算書の21ページをお願いいたします。13款1項4目の土木使用料の中の道路占用料でございます。平成30年度におきましては、14件、186万6,130円ございました。歳入の説明につきましては、以上でございます。

次に、平成30年度歳出の決算につきましてご説明させていただきます。ページがまたがってしまって大変申しわけございませんが、決算書の127ページから133ページにかけてお願いいたします。

まず初めに、127ページの8款2項2目道路維持費についてご説明させていただきます。127ページの下段のほうにございます道路維持事業でございますが、13節道路除草管理委託料といたしまして805万3,145円、また街路樹管理委託料につきましては、531本の街路樹の剪定などを行い、476万2,240円、続きまして、15節安全施設工事費につきましては、完全に消えてしまった道路の外側線や停止線など約2.4キロの引き直しの工事を実施、187万5,960円、同じく15節道路補修工事費につきましては、先ほど課長からも説明がございましたが、町内一円の町道維持修繕工事や町内一円の舗装維持修繕工事などの道路の修繕工事を実施させていただきまして2,137万8,060円、16節道路補修材料代につきましては、敷き砂利の碎石の購入費としまして44万5,824円、舗装補修合材などの購入といたしまして90万2,840円です。道路維持事業の全体としまして3,853万5,386円を支出しております。

次に、その下にございます道路の長寿命化事業といたしまして、15節道路長寿命化修繕工事費でございますが、平成29年度から舗装の修繕におけるオーバーレイ工事が国庫補助事業の対象外となったことから、平成29年度に引き続きまして、起債事業といたしまして、大字糺谷地内における町道の1068号線の舗装の修繕工事を約260メートル実施させていただき、953万6,400円を支出しております。

次に、131ページをお願いいたします。8款4項1目都市計画総務費についてご説明させていただきます。二重丸の4つ目でございます移住促進事業でございますが、19節住宅取得支援補助金といたしまして、住宅の取得費用の3%、上限30万円としまして20名の方に補助金を交付し、600万円を支出しております。

続きまして、その下にございます公園費についてご説明させていただきます。8款4項2目公園維持管理事業でございますが、13節公園等維持管理業務委託につきましては、町内9公園の除草管理業務や公園の樹木の剪定業務などを行い、1,910万6,950円を支出しております。15節公園施設改修整備工事費につきましては、遊具の修理や老朽化して使用できない遊具の撤去工事などを行い、145万6,154円を支出しております。

続きまして、133ページをお願いいたします。中ほどにございます8款5項1目住宅管理費についてご説明させていただきます。町営住宅管理事業でございますが、14節原宿団地借上賃借料につきましては、原宿団地における3階部分の8部屋分の借り上げに伴う賃借料でございます。1部屋3万8,000円掛ける8部屋掛ける12カ月、1年分の賃借料でございます。364万8,000円を支出しております。その下にあります木造住宅耐震改修促進事業でございますが、13節木造住宅相談会委託料といたしまして、相談会のほうを2回開催し、12万3,600円を支出しております。

計画管理係の平成30年度の決算の説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○森田義昭委員長 塩田係長。

○塩田修一建設係長 都市建設課建設係を担当しております塩田です。よろしく願いいたします。

決算の説明ですが、同じく主要説明についてご説明をさせていただきます。

初めに、都市建設課建設係の平成30年度歳入決算についてご説明いたします。決算書26ページ、27ページをお願いいたします。14款2項4目土木費国庫補助金のうち、1節道路橋梁費補助金ですが、防災安全交付金事業、橋梁長寿命化事業の国庫認可事業費3,733万7,000円に対する補助率55%の2,053万5,000円が国庫よりの歳入となっております。

以上で歳入についての説明を終わりにさせていただきます。

次に、歳出決算についてご説明させていただきます。決算書126ページ、127ページをお願いいたします。8款1項1目土木総務費についてご説明いたします。備考欄最上段の中ごろにあります登記関係事業ですが、13節登記業務委託料にて13件の業務委託を実施し、17筆の未登記処理を行い、委託料として468万1,009円を支出しております。そのほか、需用費等を合わせまして、事業総額475万4,064円を支出しております。

次に、128ページ、129ページをお願いいたします。8款2項2目道路維持費についてご説明いたします。備考欄、最上段にあります道路台帳補正業務ですが、平成30年度内の町道の形状に変更等のありました延長2.63キロメートルについて、道路台帳、台帳図等の修正を行い、179万2,800円を支出しております。

次に、1段下にあります8款2項3目道路新設改良費についてご説明いたします。単独道路整備事業ですが、13節用地調査設計業務委託料にて7路線の用地調査設計業務を実施し、1,380万2,400円を支出しております。15節道路整備工事費にて、7路線の工事を施行し、6,116万400円を支出しております。17節用地購入費にて、13件の買収契約を締結し、用地購入代金187万9,598円を支出しております。22節物件補償費にて、13件の補償契約を締結し、981万7,693円を支出しております。その他需用費等を含めまして、道路新設改良費総額8,759万5,395円を支出しております。

1段下にあります8款2項4目橋梁維持費についてですが、橋梁長寿命化事業ですが、13節橋梁点検業務委託料にて町管理橋梁10橋の点検を実施して、1,036万9,296円を支出しております。15節橋梁長寿命化修繕工事費にて、鶴生田川にかかわる橋梁3橋の修繕工事を実施しまして、2,764万8,000円を支出しております。以上、合わせまして橋梁維持費総額3,801万7,294円を支出しております。

以上で建設係の説明を終わりにさせていただきます。

○森田義昭委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村委員。

○今村好市委員 決算書129ページの関連なのですが、町単独道路整備事業と橋梁長寿命化事業、橋梁については、先ほど説明がありました国庫補助対象事業ということで、国が55%持っているようなのですが、町道については1-9号線が30年度終わっているのですよね。終わっていないのですか。

○森田義昭委員長 塩田係長。

○塩田修一建設係長 29年度で道路本体事業は終わっております。橋梁撤去が残っているような状況であります。

○森田義昭委員長 今村委員。

○今村好市委員 そういふことで、まだ一部撤去については、これも国庫補助対象事業でやれるのかどうかというのが1点ありまして、そこが本体については国庫補助対象事業ということで、橋の部分は県が、取りつけの道路、1－9号線については町が事業主体で実施をしておりますが、その橋の部分については県事業で橋梁をやっておりますので、県が補助金をもらって八間樋橋は、旧の橋は壊すのか、町が町道として必要ないということで、町が壊すのか。それと、その壊すとしたらば、国庫補助対象事業になるのか、ならないのか、それを1点お尋ねをしたいと思います。

それと、あともう一点なのですが、町道の国庫補助対象事業の採択要件、板倉町については、その役場の前の公園通り線が国庫補助対象事業でやっておりまして、それが終わって、その後1－9号線、県と一緒にしまして、橋と道路の国庫補助対象事業ということで整備してきたのですが、それが終わっていますので、次にでは国庫補助対象事業を受ける場合に、採択要件としてどのような要件があるのか、ちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

○森田義昭委員長 塩田係長。

○塩田修一建設係長 初めに、八間樋の撤去の件ですが、橋をつくった新八間樋橋のほうは県道としてつくっております。旧道のほうにつきましては、県道にのみ込まず、解釈的には1－9号線という状態を残しておりますので、板倉町のほうで撤去する予定です。この撤去費用につきましては、同じ社会資本の中で1－9号線というのは、改築工事費の事業から補助金というのが出たのですが、事業が変わりまして、今後やるとすれば毎年県とも調整をかけているのですが、長寿命化の橋梁事業の中の橋の淘汰という形の解釈の費目がありますもので、そこから国庫補助金同率の55%が認可にはなると考えております。これについては、群馬県の市町村係、その補助金等を担当しているところなのですが、そこでも大丈夫だろうという話はいただいております。

次に、国庫事業の改築道路等の採択要件ということなのですが、1－12号線をつくったあたりというのは、当時は私もやったのですが、都市計画道路をつくるのですよということ、大体ついたのかなとは思っています。時代が変わりまして、今現在1－9号線等もそうなのですが、大枠に言うと、群馬県の施設なりとか、工業団地等を結ぶようなアクセス道路を最優先的につけますよという解釈を群馬県のほうからは聞いております。ですので、板倉町で今後やろうとすると、実際1－9というのは、何とかできたのですが、今補助要件の中には、一番最上位にはつけられない。1－9もそうでしたのですが、例えば5,000万円要求しても年間1,000万円しかつかないとか、下のほうの重要路線ではないと、県として群馬県内の路線として重要路線ではないですよというようなところについているのが実情でした。今後も何かしら工業団地の開発とか、既存のものについてつなぐとか、そういうのはちょっと余りいい返事が聞けないのですが、そういう新たな工業団地の増設とかに絡めまして、アクセス道路の新設とかは県内でも、ほかの地区でも認められていますので、そういう中で認めていただくような方向で進めようかなとは考えております。

この群馬県の指示に従うという理由なのですが、板倉町単独で国のほうに道の計画というのを出しているものではなくて、群馬県の計画の中の一角にのせていただいて、その中から補助金をいただいているというような状況ですので、どうしても群馬県の考えがのってしまうというのが実情です。

以上です。

○森田義昭委員長 今村委員。

○今村好市委員 橋については、県は一銭も出さないと、橋の撤去については。町道の長寿命化の一環の事業の中で橋が必要なくなったので、もう撤去しますよという項目の補助対象事業があるので、それで55%は何とか確保できると。全体の事業費としては、今概算どれぐらいの事業費を考えているのか。その55%額というのはどれぐらいなのか。

それと、あとは県を通して国との調整になると思いますので、それについては県の関連事業もありますので、ぜひそれは対象事業に認めていただいて、撤去するというのは町としても得策でありますので、ぜひお願いをしたいなと思います。

それと、新規のいわゆる国庫補助対象事業、これについては県に委ねられているということなのでしょうけれども、町は残念ながら道路整備計画がつくってありませんので、ではその県の道路整備計画の中に、町はこれとこの道路何本か入れてくださいよという要望は当然しておるのだと思うのですが、現時点でその国庫補助対象事業になるような要望道路というのは何路線要望しているのか、お願いをしたいと思います。その採択の優先順位が産業団地もしくは工業団地の新規の工業団地を整備するに当たって、そこに取りつけるアクセス道路が優先ですよということなのでしょうけれども、たまたま板倉ニュータウンの産業団地については、当初住宅系で整備をしたのですけれども、途中から産業系に変えておりますので、当然道路体系はその時点で多少変わってくるのかなと。特に国道354号がゴルフ場のところで4車線がとまっておりますので、その4車線のところから産業団地にアクセスする例えば4車線の道路を整備することによって、産業団地のアクセスが非常によくなるということもありますので、ぜひ私はその産業団地がそういうことで優先されるのであれば、4車線化、いわゆる4車線が全線4車線開通前にその辺はきちんと要望をして、そこで4車線のところから産業団地もしくはその従来の板倉工業団地のところにアクセスができるような道路を国の補助対象事業としてやるべきだと思うのですが、その辺の考え方はありますか。

○森田義昭委員長 塩田係長。

○塩田修一建設係長 橋梁の撤去の概算なのですが、当初1億円程度を見込んだのですが、最近またいろいろな歩掛かりが公表になりまして、それに組み込みますと、1億2,000万円から3,000万円程度必要ではないかと考えております。そのような状況です。

○森田義昭委員長 高瀬課長。

○高瀬利之都市建設課長 新規の国庫補助の道路整備の要望ということでございますけれども、先日の事務事業評価ですか、そのときにでもちょっとお話をさせていただいたのですけれども、議会ではもう前々から5年ないし10年の整備計画をつくったらどうだというお話を今村委員からはずっとされていまして、そのたびに内部での協議はしてきております。ただ、なかなか先ほどもありましたように、八間樋橋の撤去、それから旧庁舎の撤去、そのほか都市建設課に直接は関係はないところもあるのですけれども、これからいろいろ優先すべき事業が、課題がいっぱい残っているという中で、新しく5年ないし10年の計画を立てて、それが予定どおりにいくのかといったときに、先行き見えない中で立てるといっているのはもう本当に期待を持たせるだけで、もうちょっとこれは考えたほうがいいのかというような、最終的にはそのような形になっていっているわけなのですけれども、その中ででも今回県のほうで昨年10月に、はばたけ群馬・県土整備プラン、これがありますけれども、それをもとに道路整備アクションプログラムというのを策定してござ

います。その内容につきましては、道路整備を今後10年間でどのように進めていったらいいかというようなものを具体的に図示をして示すアクションプログラムなのですけれども、その中に県の事業に加えまして、市町村道事業についても盛り込みますよというようなお話がございました。それはというのは、国庫補助事業として今後町が支援、採択受けやすいようにということで、その道路整備アクションプログラムの中に市町村道路の整備計画も盛り込みますよというようなことで、県のほうで盛り込んでおります。

町のほうから今後10年間における優先すべき主要事業というようなことで、先ほど今村委員からお話がありましたとおり、東洋大学の西側に農免道路がございますけれども、これが国道354号、八間樋からおりてきまして、国道354号の板倉北川辺バイパスと交差をしますけれども、その先、また向かっていきまして、東洋大学の西側の農免道路、これは産業用地のほうへ向かう道路でございますけれども、この路線を1つ要望いたしてございます。この路線については、今現在加須市との協議会をつくっておりますけれども、利根川、渡良瀬川のあの架橋を目指して、それを結ぶような道路としても使えるのではないかとというようなこともありまして、その路線を1つ要望として上げてございます。

もう一つ、これは旧の役場庁舎のところ、都市計画道路で、雷電通り線という都市計画道路がございます。東西の道路につきましては、ある程度の整備してきてございますけれども、なかなか南北路線が弱いということで、その旧庁舎西側の雷電通り線都市計画道路、この2路線について県のほうへ道路整備アクションプログラムの中へ盛り込んでいただきたいということでお話をほうをさせていただいております。ということで町として今後優先すべき道路というのが大きく分けるとこの2路線ということになるのかなというふうに思っております。

○森田義昭委員長 今村委員。

○今村好市委員 この間の一般質問の中で、第2次の中期事業推進計画、その中に副町長も町長もなのですけれども、南北の幹線道路については今後整備をしていきたいという、8年間で。そういう話もありましたので、その辺については町単独で道路整備という、なかなか進まない部分がありますので、やはり国庫補助対象事業をしっかりと受けて、それなりの町道としては高規格の道路をきちんと整備しておくことが私は大事だというふうに思いますので、ぜひそれは進めていただきたい。

ただ、今要望している板倉ニュータウンの西側の道路がいいのか、ゴルフ場のところまで4車線です。来ますから、あそこの4車線のところあたりから北に分岐したほうがいいのか、この辺はちょっと考える必要があるのかなと、交通の処理上の問題で。あそこ、ゴルフ場からあの間は2車線になってしまうのですよね。小保呂の信号ぐらい、新しく信号ができたところから延ばしていく話なのだと思うのですけれども、あそこの間は2車線なので、交通処理がどうなるのかわからないのですけれども、できれば4車線のほうから分離をしたほうがとりあえずはいいのかなという気がいたしております。

それと、都市計画道路の旧の役場の跡のところの道路なのですけれども、あれは国道354号まで延ばさないと意味がないので、あそこの丁字路でとめて整備をしたとしても余り意味がないので、ぜひこれは国道354号バイパスまでしっかり延ばした上で整備をしていただきたいという、そういう計画なのでしょうから、それはぜひお願いをしたいなというふうに思います。

それと、一億二、三千万円の55%は一応補助として来る予定でよろしいですか、八間樋の橋の撤去については。

○森田義昭委員長 塩田係長。

○塩田修一建設係長 ここ数年撤去したいというのを確認しているのですが、一応事業認可額は、うちが要望した額と同額が来るかどうかはわからないのですけれども、認可額の中で動いていければと思っていますので、全額取得を目指していきたいとは思っております。

○森田義昭委員長 高瀬課長。

○高瀬利之都市建設課長 先ほどのお話ですけれども、ゴルフ場のところまで4車線ということでありましてけれども、都市計画は小保呂の信号までが4車線というようなことになっています。ということで、具体的に細かい、どこからどこまでという計画は今のところありませんけれども、イメージとすると八間樋からおりてきたところからさらに先へ向かって、東洋大の西を通ってというようなイメージではしているのですけれども、そのゴルフ場過ぎてから、また産業用地に向かって、工業団地に向かってというお話もあるようでございますが、その辺はよく検討はしていきたいというふうに思います。

それと、旧の庁舎の雷電通り線の都市計画道路の関係ですけれども、これは都市計画道路は国道354号まで延びておりますので、そこまでの区間ということで要望のほうは上げております。

以上です。よろしく申し上げます。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

市川委員。

○市川初江委員 では、八間樋のお話が出ましたので、ちょっと確認の意味でお聞きしたいのですけれども、もともと八間樋橋は町道でありまして、県からの補助金はもういただけないものだとは最初は思っておりましたのです。ところが、県から補助金をいただいて、工事が進んだということもございますけれども、ちょっとちなみに私もお話を小耳に挟んだのですけれども、藤の木橋が県道ということになっておりまして、藤の木橋を町道にして、それで八間樋橋を県道に変えて補助金をいただいたということは事実でございますでしょうか。

○森田義昭委員長 塩田係長。

○塩田修一建設係長 現在は八間樋橋のほうが県道となっており、藤の木橋は町道認定となっております。この件につきましては群馬県の協力もありまして、結果的には橋をつくるのが町としてはかなりの費用がかかるということで、では交換をしないかということで進んだのかなとは思っております。その分群馬県のほうが橋のほうの費用は負担しますよということになっておりました。

○森田義昭委員長 市川委員。

○市川初江委員 そうしますと、藤の木橋もだんだん老朽化してきたときに、また工事をしなくてはならない、新たな。というときにはまた交換できるということもございますか。

○森田義昭委員長 塩田係長。

○塩田修一建設係長 橋につきましては、一応群馬県のほうで一度全てメンテ、補修繕とかはかけたものが移管されております。今後につきましては、またそれを直すから移管ということはあり得ないと、今後は板倉町の橋として何かあったら対応していくような状況になっております。

○森田義昭委員長 高瀬課長。

○高瀬利之都市建設課長 今回八間樋橋の整備、それから1ー9号線の整備ありましたけれども、当初のスタートがその八間樋橋を新しくするには相当な費用がかかるということで、どんな手法でそれを整備していったらいいか。町単独だと幾ら補助金もらっても相当なお金がかかるということで、では県のほうにお願いしましょうということで、もうずっと協議をしてきました。県のほうはただつくるだけではだめだと、やはりもともとある道路と、つけかえて、今持っている県道を町が引き取ってもらって、新たに県のほうが新しく県道を認定して、その一つとして橋も整備していきますよというような、そういったものが最初のスタートにありました。そういったことで、八間樋は新しくつくってもらいましたけれども、その旧のほうはまた壊れたから、そっちに戻るということはまずはないです。ただ、町のほうも藤の木橋を移管を受けたときには、きちんと修繕工事を実施をしていただきまして、できるだけ補修が今後かからないような形で町のほうにはいただいておりますというのが現実でございます。

○森田義昭委員長 市川委員。

○市川初江委員 それでは、もう八間樋橋が県道、藤の木橋は町道ということで対応しているということでよろしいのですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○市川初江委員 はい、わかりました。では、ありがとうございました。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 おはようございます。針ヶ谷です。お願いします。

決算書の131ページ、移住促進事業についてお伺いをします。決算は600万円が数字で挙がっているということは、これは設定の予算額、満額補助金として利用をしましたよという流れだと思いますと、20名の方が移住促進事業で板倉町に移住をされたのかなと単純に考えればそういうふうに見えるわけですが、その20名の方がどういう状況かというのは、どこから移住してこられた等の情報は、それは都市建設課のほうでつかんでいるのかどうか、その辺の報告をお願いします。

○森田義昭委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之計画管理係長 ただいまの針ヶ谷委員さんのご質問につきましてお答えさせていただきます。

まず、移住促進事業の住宅取得支援補助金の600万円につきましては、申請者の方が住宅取得費用の3%、最大30万円ということで、その最大の枠に皆さん30万円にひっかかった方が20件ということで、ちょうど600万円ということになっております。

また、針ヶ谷委員さんのほうから2点目ございましたが、前はどこの住所から移住されたのかという点につきましては、平成30年度の申請20件、合計61名の方が移住を板倉町にされたということで、その辺の詳細につきましては、前の住所が福岡県の方が1件、東京都からの方が2件、埼玉県からの方が2件、栃木県からの方が2件、茨城県からの方が2件、群馬県内からの方が9件、千葉県からの方が1件、岩手県からの方が1件の合計20件となっております。

以上でございます。

○森田義昭委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 この方がもともと板倉居住で、環境の状況というのですか、親御さんですとか、仕事だとかということで、また板倉に戻ってきているのかどうかとか、その辺細かいことも探っていく必要があるのかなと思いますが、今日は今の説明でよろしいかと思うのですけれども、これは以前も伺ったかなと思うのですけれども、ニュータウンとの絡み、販売促進事業の紹介とも絡むのですけれども、これニュータウン地内も含まれているのでしょうか。

あと、今の係長の説明ですと、3%を超えてしまう分については、これは補助金は受けられない。3%の30万円を超えてしまう部分については補助金は受けられないという認識でよろしいのか。

2点お願いします。

○森田義昭委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之計画管理係長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

3%、30万円の枠を超えてしまった部分につきましては、補助はしておりません。あくまで最大30万円までということになっております。

○針ヶ谷稔也委員 ニュータウンも含めて。

○齊藤弘之計画管理係長 ニュータウン地区含めて板倉町内全てが対象の地域で事業となっております。

○森田義昭委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 3%、30万円ということは、1,000万円物件ですか。1,000万円、1,500万円の物件を買って補助はもらえないということですか。1,500万円買って、30万円まではもらえるということですか。

○森田義昭委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之計画管理係長 ええ、全て2,000万円であろうが、3,000万円であろうが、3%、最大30万円ということで、補助金の交付限度額は30万円となっております。

○森田義昭委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 住宅は建物と土地で分かれる部分もあるかと思うのですけれども、これは建て売りに限られるのか、新築も含まれるのか、その辺はどうですか。

○森田義昭委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之計画管理係長 ニュータウン内にあるようなメーカーさんの建て売り住宅、また自分で建てます注文住宅の新築物件、または不動産会社等で売りに出ている中古物件全て対象となっております。

○森田義昭委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 町外から見えた方で、板倉地内に土地を含めて住宅を取得する方については、これは適用されるという考え方でよろしいのかなと思います。

600万円が適当かどうかという部分が次の課題になってくるかと思うのですけれども、申請は大体20件でおさまっているのか、あるいは30年度については断った件数もあるのかどうか。

○森田義昭委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之計画管理係長 ただいまの針ヶ谷委員さんのご指摘につきましてお答えさせていただきます。

平成30年度につきましては、予算額600万円、20件という実績となっておりますが、実際は3月の最終週に2件申請がありまして、その辺は議会が閉会后、新年度予算も認めていただきましたので、令和元年度の予算でその超えてしまった2件分は対応をさせていただいたという実績がございます。

○森田義昭委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 では、おおむね20名分予算をとっていけば年内の対応というのは、今まで過不足なくやってこれたような印象なのか、あるいは事情が工業団地の誘致で、正社員等を含めて入ってきてくれば、また販売等も促進されるのかなというあれもあるのですけれども、今後も20名分ぐらいで、あるいは状況を見て予算で加算しながらやっていくというような、その辺の検討の対象というのはどうなのでしょう。

○森田義昭委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之計画管理係長 ただいまのご指摘につきましてお答えさせていただきます。

毎年20件程度で推移しているという状況もあるのですが、現在人口減少のほうを上回るような、移住を上回るような結果となっている状況にありまして、過去5年の実績を見ますと、埼玉、栃木、群馬、その辺の前の住所から移住される方というのが圧倒的に多くなっている状況もありまして、群馬、栃木、埼玉で移住された方の合計が82%という実績もあることから、近隣の住宅メーカー、また住宅展示場、そちらのほうにPR活動を今年度につきまして実施を開始いたしました。また、20件という数字で満足しては人口は減る一方だという考えもある中、PR活動を開始させていただきました、もし年度内に20件分、600万円使い切ってしまうようなことが予想される際には、12月の議会で補正予算等を要求させていただいて、追加で受け付けのほうをしたいと思っております。

実際、この間常任委員会のほうで課長が10件ということで、今年度分の実績についてご報告させていただいたと思うのですが、さらにこの数日の間に12件、2件プラスで申請が来ている状況もありますので、明らかに年度内で消費税増税の影響とか、そういったこともあるかどうかわかりませんが、残り8件程度になってきたので、足りなくなれば12月議会のほうに補正予算を要求させていただいて、PR活動、板倉の移住者増加、その辺を念頭に置きまして、PR活動を続けていきたいと考えております。

○森田義昭委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 日本の人口は維持か減少傾向にあるというのが現状でありまして、人のとり合いっこになっているのが実情かなと思っておりますが、実績として30年度は61名の方が移住していただいたということで、本年度も順調にその12件ということで動いているのかなと。都市建設課単独のみならず、産業振興課の誘致のほうともよく連絡をしていただきながら、その辺で総合的にプランニングしながら、活動をしていただければよろしいかなと思いますし、ぜひ12月で補正組んででも、一件でも多くの方に移住していただいて、板倉町で生活していただける環境を整えていただければと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

延山委員。

○延山宗一委員 よろしく願いいたします。

131ページ、決算書なのですけれども、公園の施設改修整備工事についてなののですけれども、140万円利用されているということなののですけれども、前にも話したかなと思うのですけれども、非常に遊具そのものが老朽化してしまっているのだよというような説明があったわけなののですけれども、やはり年々古くなってきている。

あと、周りの環境といいますか、補助金が町から行政区に出ていると思うのですが、そういうような中で除草をしっかりと、遊具を利用するというような区民が多ければなのではと思うのですが、ほとんど足を踏み入っていない公園、遊具、例えばシーソーにしても、ブランコにしても、鉄棒にしても、非常に腐食が激しくなっているのかなと思うのですが、現在今何カ所の遊具が設置されている場所の区はあるのですか。

○森田義昭委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之計画管理係長 ただいまの議員さんのご質問につきましてお答えさせていただきます。

現在、都市建設課が管理する公園、都市公園と呼ばれるものが9公園、産業振興課が現在管理している水郷公園含めて都市公園が10公園になっております。そのほか各地域にございます農村公園、街区公園等を含めまして、合計で33公園町内にはあるような状況でございます。ほぼ行政区に管理を契約をお願いしている23公園につきましては、ほぼ農村公園、街区公園、遊具が設置されているような状況でございます。

ただ、なかなか少子化等、あとは外で遊ばない子供の増加、その辺の要因で、遊具はどんどん老朽化しており、使われていない遊具もあるような状況にあります中、地元の行政区長さん含めて、地域の関係者の方と協議しまして、危険な遊具等または使用していない遊具、修繕しても誰も使わないであろうという遊具は、地元と協議の上、遊具の撤去等をさせていただいております。

平成30年度に遊具の撤去を行った件数が3件で、まず粕谷上の農村公園については、1個鎖に乗るような遊具があったのですが、その辺が鎖が破断しておりまして、子供たちは使うのかどうか、地元の区長さんに確認しました。使っていないということで撤去のほうをさせていただきました。

次に、粕谷の城ノ宮公園のほうですが、こちらに関しましては、やはり遊具が老朽化しており、地元の区長さんと協議した結果、使っている子供がいないということで、遊具の撤去のほうをさせていただきました。また、下五箇北部の金蔵院のところにあります農村公園でございますが、こちらにも使っていない遊具がありまして、そちらもの鎖のほう破断していて、危険な状況にありましたので、遊具を1基撤去させていただきました。その辺で平成30年度については地元と協議の結果、3件の公園で遊具の撤去をさせていただきました。

以上です。

○森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 行政区にある公園の遊具、やはりどこの行政区も非常に経年劣化が激しいのかな。ですから、今思うにあちらこちらさびで穴があいてきている。例えば滑り台にしても、天端があながあいているのだ。一時うちの行政区なんかも使用禁止ということで、ロープを張って、使用はできない状況の中で安全を保ったということなのではと思うのですが、都市公園の施設に関しては、やはり必要性もあるのかな。また、特にトイレだとか、そういう問題、やはりなくてはならないわけだし、そうすると行政区のそういうふうな遊具についてはどのように活用されて、子供たちが遊んでいるのかなというのも、1つは確認の意味も含めて対応していかないと。例えば1つだめになったから1つ壊す、1つだめになったから1つ壊す。例えばだんだん、だんだんそうすると公園に行って、そこで子供たちは遊ぶという日がより少なくなっていくのかなと思うのだ。だから、どこかで区切りをつけた中で、違う活用方法も考えとかしていかないと、なかなか草が生えていて大変だと、管理するのも大変だよというような声も出てくるのかなとは思っているのですけれど、

ども、やはりそういうことも踏まえて、行政区の農村公園の遊具ということを確認し直しをするべきの時期も来ているのかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○森田義昭委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之計画管理係長 延山委員さんからのお話でございますが、使用をしている状況、子供たちが結構遊んでいるような遊具に関しましては、部品調達等をしまして、修繕料等で支出のほうをさせていただいておりますが、遊具の修理をした上で使えるような状況にしております。また、その部品交換が完了する前、危険な状況にあるものは使用禁止といった措置をさせていただいております。やはり全国的に遊具での事故、また老朽化による事故、そういったもの結構多いような状況にありますので、あくまで危険な状況が発見された場合は、修理、その点が終わるまでは使用禁止ということを徹底してしております。その辺で安全の確保をさせていただいております。

また、遊具の安全点検につきましては、業者委託では年に数回もできないということで、職員で遊具の日常点検の講習会というものに出席しまして、日常点検で危険度等を判定できるような知識を習得しまして、管理している町の33公園につきまして、遊具の安全点検を職員のほうで二、三カ月に1回点検をさせていただいて、危険なものは使用禁止等の措置をしたり、部品交換等をしたり、安全を確保するよう今後も努めていきたいと思っております。

○森田義昭委員長 高瀬課長。

○高瀬利之都市建設課長 補足で説明をさせていただきますけれども、先ほどこの辺で区切りをつけて、違った利活用はないかというお話があったわけなのですけれども、農村公園は先ほど説明したように、全部で23公園ございます。これは、ニュータウンも含めて23公園ということ、農村公園は16ということなのですが、このほとんどが地元の土地をお借りして設置されている公園でして、ですから町のほうとしましては地元でもう利用者がいないよということであれば、随時撤去させていただいて、土地のほうはお返しをするような形かなというふうに思っています。

その後の利活用といいますと、例えば防災のときの逃げ場所とか、そういった形で地域として利用するかというお話も聞いておりますけれども、町としますと、できるだけこれは3年か4年ぐらい前に事務事業評価でやはりご指摘があったように、縮小して、もう利活用、利活用というか、農村公園利用していないのだから、少なくして、それにかかる経費は少なくしていったほうがいいのかというお話もありましたので、そこから地域の行政区長さんと相談をさせていただきながら、できるだけ活用がなければ撤去、危険なものは当然撤去ですけれども、撤去して、少しずつ土地のほうはお返しできればいいかなというような考え方で今現在進めているところでございます。

○森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 先ほど齊藤係長から説明の中で、遊具の点検の講習資格を取って二、三カ月に1度ずつ、33公園を実施されているという説明なのですけれども、行政区の区長とすると、やはりあるものをなくすというのは非常に自分の区長のときになくしてしまった。何で。要するに1人の例えばそういう「何で壊しちゃったんだい」というのが出てくると、区長さんとする一つでも遊具が残っていれば残してもらいたいというふうな話になってくるのかなと思うのです。やはり事業をなくすとか、増やすのはそんなに苦ではないのですけれども、継続が一番簡単だ。当時のどのいろんな組織もそうなのだけれども、行政区でもそうなの

ですけれども、撤去して公園のをなくしてしまうというのは勇気も要るところもあるのかなと思うのですけれども、ですからやはり二、三カ月に1度ずつ検査して、その講習を受けた人が状況を見て、やはりまず修理ではなくて、それを撤去でもいいのかなというある程度の決断も一つは助言として出していかないと、区長さんとする、なかなかその公園のを潰すというのはできないのかなと思うのですけれども、そこらも踏まえて、行政とすると対応していくことのほうがよろしいのかなと思うのですけれども。

○森田義昭委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之計画管理係長 延山委員さんのおっしゃるとおり、地元とやはり協議をしても、自分の行政区長の代に遊具を全てなくしてしまうと批判にさらされる、そういったことを心配される区長さんも多数いるような状況にありまして、なるべく使用できないものは、使用頻度の少ない、使用できないような遊具は撤去してもらって結構だけれども、使えるようなもの、安全であるようなものは極力1個でも残してほしいというような区長さんが多いような状況でございます。

○延山宗一委員 では、いいです。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

青木委員。

○青木秀夫委員 高瀬課長、ちょっとお伺いしたいのですけれども、先ほどちょっと出ている東洋大学の西側の部分の道路、あれは前々から課長にもいろいろ経緯をお聞きしたことはあるのですけれども、あれ企業局、高瀬課長の説明だと、あれもう五、六年前、もっと前かな、確認したところ、企業局から土地が板倉の町に移管されてしまったということで、整備するのは板倉町がするのだと前に聞いたことがありますよね。であったけれども、去年ですか、あそこの場所を企業局があれ整備したのですよね、あの東洋大西側のところ。企業局が整備したのですけれども、した結果が何か変な中途半端な排水溝みたいなをつくったので、端のほうがでこぼこになっていたままで、あの状態のままで企業局から板倉町に整備完了という形で引き渡してもらったというふうな状況なのですか。

○森田義昭委員長 高瀬課長。

○高瀬利之都市建設課長 東洋大の西側の道路の関係なのですけれども、聞くところによりますと、当初は道路も含めてニュータウンの区域に入っていたというお話は聞いています。ただ、それが途中で多分経費的なお話で、道路部分、今走っている道路部分、その部分を区域から除くというような形で何か変更になったような話を聞いています。ちょうどですから、その境というのが、前に汚いぼろぼろになったフェンスが道路沿いにあったかと思うのですけれども、そこまでが企業局のほうで整備をしたと。整備というか、ああいふ状態だったのですけれども、企業局がフェンスを単管パイプで組んで、ネットフェンスをつくったような状態ですとあったわけなのです。企業局としてもその部分と、あと水路も含めて板倉町に土地を、土地は板倉町へ移譲するというので、土地のほうは町のほうに名義が変えられていたようなのですけれども、現状があのような中途半端な状況であったので、今回単管パイプで組んで、ぼろぼろになったあのネットを撤去しまして、それで水路沿いにガードパイプで整備をして、そのフェンスのかわりにガードパイプで整備をして、さらに土地についてはある程度平らにするのとあわせて、でこぼこになったあの道路のほうの排水を何カ所か、11カ所、12カ所ぐらいだと思うのですけれども、水の道をつくって水路のほうに流すような形で

町のほうに引き取ってほしいということで最終的にはあの形で町のほうに来たというような状況でございます。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 あれ本来なら企業局がニュータウンのぐるりをああいうふうには歩道で回していますよね。東洋大学南側もきれいに歩道ができているし、あっちのニュータウンのほうの季楽里のほうのところからずっと駅の東のほうまで歩道つきでぐるりとできている。あの流れでできる最初は計画だったのでしょう。高瀬さん、昔の話、それはわかりませんが、前聞いたら、図面がないとか何とかと高瀬さんの話だったのでありますが、それで曖昧のまま、その土地だけを板倉町に移管されているのだと、あとは何か整備は板倉町でやるのだというようなことを随分前高瀬さんから聞いたのですが、でも結果、去年でしたっけ、あれ。今年ではない、去年ですよ。去年企業局がああいう状況で整備したというか、あれ整備したのでしょうかけれども、してくれたわけでしょう、企業局は。企業局がやると去年聞いたときに、ある程度ちゃんとやるのかなと期待していたのですが、できた結果が何かあれが整備されたというもので、「何だ、これは」と思っていたのですが、あの状態で町もあれを引き取るについて立ち会って了解したのでしょうか。したのですか。

○森田義昭委員長 高瀬課長。

○高瀬利之都市建設課長 企業局の考え方としますと、県道の板粕線から北側というのですか、あのタライ堀、水路がありますよね、広い水路が。あそこと同じような考え方で町のほうに移管をしますよという話でずっと来ていたようなのです。北についてはガードレールを設置をしていただいて、町に移管をしたということで、南についてはガードレールは途中、今現在の農道の舗装の部分があって、あと水路までの間が2メートル50ぐらいあの道路の部分があって、草が生えている部分がありましたけれども、その中間にあのガードレールを立てられてしまうと、非常に今後例えばさっき言ったように、道路整備を考えたときに、ガードレールが邪魔になってしまうということで、同じようなガードレールではなくて、水路際にガードパイプを設置していただいて、道路と歩道ができるような形に変更してもらって、企業局につくっていただいたというようなことです。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 それで、現状を見てどうですか、あれ。課長が見て。企業局から未整備みたいな、中途半端みたいな感じで移管されたのでしょうかけれども、あれを見てどんな感じですか。

○森田義昭委員長 高瀬課長。

○高瀬利之都市建設課長 完成形を見て考えますと、もうほとんど中途半端な状態ではあるとは思いますが。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうしますと、あれを整備するのは町がやらなくてはならないと、あの後。あれのまだと何か変な中途半端で、排水溝みたいなのがところどころできているではないですか。一見見ると、あれ道路みたいに見えるから、あの対面交通なんかすると、夜なんかだと対向車が来ると端へ車なんか寄ったりすると、あの中へ入ってしまうよね、場合によっては。非常に危険だと思うのです。対向車が来た場合に、よけたりすると、あそこへ入るとちょっと小山みたいなのがあったり、溝みたいなのがあったりして、非常に危険な状態だと思うのですが、何とかもうちょっと安全なようにする方法は考えられないのですか、あ

れ。

○森田義昭委員長 高瀬課長。

○高瀬利之都市建設課長 今の現状の中で、安全というか、わかるようにということを考えますと、よくあるデリネーターというのですか、60センチ、1メートル前後ぐらいの棒が立って光るような、そういったものをあれに沿って20メートル、30メートル、そういった間隔でお知らせをするということは考えられるかと思えます。ただ、今ですと、ある程度盛り土がしてありますので、通常走ってもそんなにあの中へ入っていくようなことはないのかなというふうに思っているのですけれども。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 でも、夜なんかだと、対向車なんて向こうから来るとちょっと左に、堀沿いに寄ると、あの中へ踏み込んで入ってしまうということはあるよね、知らない人が通ると。それはそれとして、先ほども都市計画道路であそこを将来整備するという計画はあるのでしょうかけれども、十分それは先の話になってしまうでしょうから、とりあえずは危険というのは、今すぐ危険なわけですから、何とかあれをあの状況から改善する方法を、今さらあれですか、県の企業局にあそこを整備しろというわけにはいかないのですか、もう。あれで了承して、町としては立ち会って引き受けたという以上、今さらあそこを何とかしてくれと企業局のほうに言うわけにはいかないのですか。

○森田義昭委員長 高瀬課長。

○高瀬利之都市建設課長 一度1回整備をしていただいたのですよね、あの状態で。ただ、山がかなりでこぼこで草も生えると、草がまともに刈れない状態でありましたので、その後引き受ける前に少なくともあのでこぼこの山を平らにさせていただいて、ではないと引き受けができないよということで、その後、舗装とフェンスの間のあの土の部分を平らにさせていただいて、それで町のほうに引き受けたということでもありますので、またそこへこういうふうにしる、ああいうふうにしるというのは、なかなか難しい部分はあるのかなというふうに思います。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 あれ整備されたと言うけれども、まだ幾らかでこぼこになっていないですか。

○森田義昭委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之計画管理係長 当初企業局が受け取れと言ったときには、私ども除草とかも直営でやっているような状況でありまして、ハンマーナイフモアという手押しの除草の機械、それが天端で押せないようなぐらいでこぼこの状況でございましたので、せめてその機械が押せるぐらい、除草の機械が押せるぐらい土砂を平らにしないと絶対に受けませんということで平らにさせた経緯はございます。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうすると齊藤さんの説明だと、平らにさせたのですか、あれは。企業局が引き渡すよりも、町で注文してそういう状況に、引き渡しをする際に平らにあれさせてあの状態なのですか。まだ平らとは思えないけれども、どう齊藤さん、結構溝等々差のあったりと、相当段差ないですか、まだ。

○森田義昭委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之計画管理係長 議員さんがおっしゃるとおり、溝の部分はでこぼこがあるような状況でございます。あの排水を落とす部分、あそこの外周、水路の高さが道路高よりも高いような、あべこべの高さになっ

ている状況にありまして、通常ですと側溝とかから暗渠管でそのまま落ちるような水路の高さに通常の水路というのはなるかと思うのですが、あそこが水路の側面ですか、それが道路よりも高いような状況にあるので、どうしてもああいう溝掘りをしてでないと排水ができないというような外周水路の形態にあることから、ああいった溝掘りの水路になってしまったというのが現状としてございます。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうするとどうにもならないということか。でも、あれやはりできる範囲で何とか整備する方法を考えてやったほうがいいと思うのだけれども。危ないよ、あれ。道路管理者で何かあったときには、責任とらせられてしまうよ、あれ。

あそこ、今結構あれでしょう。交通量多いよね。産業の八間樋橋のところのあそこの道から北川辺のほうの人が来るのかどうか知らないですけども、結構あそこ通行量今多いでしょう。ですから、できればあそこを何とか、自転車であそこを乗る人というのは余りいないと思うんですけども、自転車なんかで乗ったら完全にけがしてしまうよ、あれ。車だってちょっと左へ寄り過ぎると危険な状態で、危険なことは起こり得ると思うので、ぜひ何か工夫して、あれ何とか、都市計画道路ができ上がるのは10年も先のことになってしまうと、それよりも危険というのは今あることですから、何とか考えておいて、工夫して検討してみてくださいよ、課長。

○森田義昭委員長 高瀬課長。

○高瀬利之都市建設課長 今おっしゃられた話は、今までそういった話なかったのですけれども、現場をよく暗い中で確認をしまして、何か目立つようなものができればいいかなと思いますので、ちょっとその辺は検討してみたいと思います。

○青木秀夫委員 いいですよ。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なければ、ちょっといいですか」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 とりあえず一巡。なければ。

市川委員。

○市川初江委員 今の青木委員さんのご質問ですが、私も現場をちょっとある人に見てくれと言われて見てきたのです。そうしますと、本当にでこぼこで、石が入っていたり、ちょっと危ないものが入っていたりして、ああ、本当に危険だなと思ったのです。それで、結構子供たちなんかがあそこをスピード出して自転車でビュービュー走ったりなんかしてまして、何か事故があったら大変と言われたのです。私も町のほうには言わなくてはおちようど思っていたところなのですけれども、通行どめにでも、そこを通過はいけませんと、通行どめにでもしてくれれば、そこを通らなくて済むのではないかと、その方の意見はそうだったのですけれども、ちょっと検討していただければ、でこぼこでいろんなものが、危険なものがガラスみたいなのも飛び出していたりとか、大変危ないなと私もちょっと思ったのです。ですので、ちょっと検討、本当に青木委員さんがおっしゃるようにして、通行どめでもしていただければと思っております。

以上です。

○森田義昭委員長 高瀬課長。

○高瀬利之都市建設課長 そうですね。よく現場を確認をさせていただきまして、何らかの対応ができれば対応していきたいと思います。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

延山委員。

○延山宗一委員 鶴生田川の関係なのですけれども、鶴生田川から、靍谷から原宿に流れていく鶴生田川のところで一部暗渠がありますよね。300メートルぐらい暗渠になっているのですけれども、そこに、その暗渠の中にいろんな倒木だとか流れてきたのが中へ入らないように今フェンスでとめているのです。余りにも増水したというので見たらば、そこへほとんどそのごみがひっかかかっていて、水が流れにくい状況になっているということなので、これはどうしたらいいのですかねという話も聞いたのですけれども、土木のほうでちゃんと見回りをしながら、その水の流れを阻害するものを撤去してもらわなければならないのかなと思うのですけれども、よろしく願いいたします。

○森田義昭委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之計画管理係長 鶴生田川の暗渠部分についてのお話ですが、流れを阻害するようなものがあるとお話なので、早急に私どものほうとしても現場を確認しまして、河川管理者である館林土木のほうに早急に話をつないでいきたいと思っております。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

「なし」と言う人あり]

○森田義昭委員長 それでは、慎重なご審査ありがとうございました。

以上で都市建設課の審査を終了いたします。

ここで休憩いたします。35分まででよろしいですか。どうもありがとうございました。

休 憩 (午前10時18分)

---

再 開 (午前10時35分)

○森田義昭委員長 それでは、再開いたします。

続いて、産業振興課関係の審査を行います。

産業振興課の説明をお願いいたします。

伊藤課長。

○伊藤良昭産業振興課長 それでは、産業振興課の決算の説明をさせていただきます。

産業振興課では、農政係、また農地係、こちらは農業委員会の事務局も兼務してございます。そして、商工誘致推進室では、誘致推進係、また商工観光係とございますので、順に担当より説明のほうをさせます。

○森田義昭委員長 渡辺係長。

○渡辺正幸農政係長 農政係、渡辺と申します。よろしく願いいたします。

そうしましたら、私のほうから農政係の決算についてご説明したいと思います。

初めに、決算書の113ページをごらんいただきたいと思います。中ほどちょっと上の担い手育成就農支援事業でございます。こちらにつきましては、3,796万2,525円でございます。内容といたしましては、補助金がメインとなっております。初めに経営体育成支援事業補助金ですが、こちらは国庫補助事業となります。

30年度につきましては、対象者が3名、トラクター3件、ロータリーが2件、合計が545万円でございます。

次に、はばたけぐんま担い手育成支援事業補助金ですが、こちらは県単事業となりまして、対象者が7名、トラクター3件、ロータリー2件、ハロー、乾燥機、もみすり機、フレコン、計量器、各1件で合計799万6,000円でございます。

次に、野菜王国ぐんま強化総合対策事業ですが、こちらも県単事業となっております。対象者につきましては、3名、ハウス建設2件で合計1,866万1,000円でございます。

次に、施設園芸振興対策支援事業費ですが、この事業につきましては、はばたけぐんま等の担い手支援事業及び野菜王国ぐんま強化総合対策事業のハウス建設及び被覆張りかえに対します町の上乗せ分の補助でございます。内容といたしまして、ハウス建設が2件、それと被覆張りかえが5件、合計で252万5,000円でございます。

次に、農業次世代人材投資事業でございますが、こちらにつきましては独立自営就農する経営開始直後の新規就農者に対し、年間150万円を最大5年間の資金を交付する事業でございます。現在2名給付しておりまして、150万円と150万円、合わせて300万円となっております。なお、令和元年度において1名が給付終了とする予定となっております。

次に、そのちょっと下に行きますけれども、加工米対策事業でございます。こちらについては、経営所得安定対策の戦略作物の一つでありまして、転作作物として有効な取り組みとして拡大を図るため、JA邑楽館林管内の1市5町で助成を行っている事業でございます。平成30年度におきましては、388名、3万4,555俵、補助金額は1俵当たり434円でありまして、合計1,499万6,870円でございます。

次に、117ページをごらんいただきたいと思えます。農業水路等長寿命化防災・減災事業（細谷地区）でございます。決算書の下の方になりますけれども、こちらにつきましては、国庫補助事業でありまして、補助率は国が50、県が25となっております。30年度の施工箇所につきましては、細谷の宇治川石材さんの西側の排水路となっております。延長が314メートルの排水路整備でございます。工事の概要ですけれども、600掛ける600のU字溝布設が延長292メートル、その他現場打ち水路工、擁壁工等附帯工事一式でありまして、工事費につきましては1,383万4,800円、それと調査設計業務委託料、こちらが54万円、合計いたしまして1,437万4,800円となっております。

次に、その下になりますけれども、小規模農村整備事業（海老瀬北地区）でございます。こちらにつきましては、県単事業でありまして、補助率は県補助が3分の1となっております。施工箇所につきましては、海老瀬の第一石鹼東側の県道に沿った排水路でありまして、延長196.3メートルの排水路整備工事となっております。工事の概要ですけれども、800掛ける800のU字溝布設、延長が186.4メートル、それと800掛ける1,100のボックスカルバートの布設、こちらは延長が8.0メートル、その他附帯工事一式でありまして、工事費については1,004万4,000円、それと調査設計業務委託料が129万6,000円、合計といたしまして1,134万円となっております。

続きまして、一番下の土地改良施設維持管理適正化事業（通地区）でございますが、補助率については国が30、県が30となっております。施工箇所につきましては、今泉倉庫を南に入った大箇野川のそばにあります通揚水機場になります。工事の概要ですけれども、揚水ポンプ設備補修工事ということで、こちらは揚水

ポンプの更新の工事を行っているところでございます。その他スクリーンの更新でありまして、工事費につきましては1,086万4,800円、調査設計業務委託料につきましては115万5,600円、土地改良施設維持管理適正化事業負担金といたしまして75万4,200円でありまして、合計1,277万4,600円となっております。

以上、雑駁ではございますけれども、農政係の説明にかえさせていただきます。

○森田義昭委員長 青木係長。

○青木英世農地係長 お世話になります。農地係の青木と申します。

私のほうからは農地係の決算についてということでご説明をさせていただきたいと思っております。

平成30年度の重点事業としましては、農地係のほう、1事業というふうになってございます。重点事業を説明させていただいた後、主に支出のあったものにつきまして説明させていただきたいと思っております。

まず、決算書の117ページをお願いしたいと思います。下から2番目の丸なのですけれども、農地耕作条件改善事業（下五箇川入地区）でございます。下五箇川入地区6.4ヘクタールについての簡易圃場整備工事を実施いたしました。13節としまして、調査設計業務委託、現地の測量調査及び設計書作成委託ということでございまして、60万4,800円のほうを支出してございます。

それから、15節簡易圃場整備工事費としまして、段差解消、それから区画拡大の工事を行いまして、484万9,200円の支出を行っております。こちらにつきましては、国庫補助事業ということでございまして、国から348万5,000円の交付金を受けてございます。

重点事業につきましては、1事業ということで、その他農地係について主な支出を伴ったものにつきましては、113ページのほうをお願いしたいと思います。113ページの一番上の丸をごらんください。農地関係制度資金利子補給事業でございます。こちらにつきましては、19節農業近代化資金ほか利子補給としまして24万8,936円の支出を行っております。これにつきましては、主要事業概要の66ページのほうにも中ほどに載せてございます。

続きまして、その下の農用地利用集積促進事業でございます。19節認定農業者農用地利用集積促進奨励金としまして101万6,100円の支出を行っております。こちらにつきましても主要事業の概要の66ページ、それから67ページに詳細を載せてございます。こちらにつきましては、半額となる50万8,500円のほうが県からの補助金というふうなことになってございます。

続きまして、その下の総合農業振興協議会事業でございますけれども、総合農業振興協議会の補助金ということで128万6,000円の交付を行いました。

続きまして、最後になりますが、119ページのほうをごらんいただきたいと思います。119ページの一番上の丸なのですけれども、農地中間管理事業としまして、19節機構集積協力金について143万8,000円の支出を行っております。こちらにつきましては、全額が国からの補助金ということになってございます。

以上、農地係の決算につきまして説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○森田義昭委員長 館野係長。

○館野雅英誘致推進係長 誘致推進係の館野と申します。よろしくお願いたします。

それでは、私のほうから誘致推進係に係る決算概要をご説明いたします。

まず、歳入になりますが、決算書43ページをごらんください。下から6行目になります。個人紹介制度企業局分担金といたしまして、15万円の歳入がございまして、これにつきましては、昨年度3件の交付決定がご

ございました。宅地販売促進事業、個人紹介制度に係る企業局分担金でございます。

次に、歳出になります。決算書69ページをごらんください。決算書69ページ、下から2番目の丸になります。産業施設及び商業施設誘致促進奨励事業でございます。主要施策の成果では、68ページにその概要を記載しております。決算額になりますが、5,897万8,000円、内訳になりますが、産業施設設置促進奨励金につきましては、10社が該当し、合計5,807万8,000円を交付いたしました。また、雇用促進奨励金につきましては、1社が該当し、90万円を交付いたしました。

次に、決算書121ページをごらんください。上から4番目の丸印になります。企業立地促進事業でございます。主要施策の成果では68ページになります。決算額は約72万1,000円、主に産業用地への進出企業との交渉に係る経費でございまして、旅費や、また管理している公用車の燃料費、企業訪問時の有料道路及び有料駐車場の使用料等でございます。平成30年度におきましては、交渉企業数が34社、うち3社が契約となりました。

次に、その下の丸印、板倉ニュータウン商業用地活用検討調査事業でございます。主要施策の成果は68ページになります。決算額になりますが、約21万6,000円、主に商業業務用地への進出企業等との交渉に係る経費でございまして、平成30年度は進出企業との交渉時に使用しますタブレット端末を購入いたしました。平成30年度における交渉企業数は9社、このうち契約に至った企業は現在のところございませんが、継続して交渉を進めている状況でございます。

次に、決算書の133ページをごらんください。133ページ、上から2番目の丸印になります。分譲促進事業でございます。主要施策の成果は69ページになります。決算額約12万8,000円、主に住宅分譲に係るPRイベント等に参加するための消耗品や有料駐車場使用料でございます。平成30年度における契約件数は5件でございました。

最後になりますが、その下の丸印、宅地販売促進事業、個人紹介制度でございます。決算額30万円、こちらにつきましては、町内に居住する紹介者への謝礼金3件分でございます。

以上、誘致推進系の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○森田義昭委員長 齊藤係長。

○齊藤康裕商工観光係長 商工観光係の齊藤です。よろしくお願いたします。

それでは、平成30年度に実施いたしました商工観光係の事業について説明させていただきます。

決算書121ページの中段をごらんください。上から2つ目の丸です。商工業振興事業といたしまして、主に商工会への運営費補助金となっております。内容につきましては、主要事業の概要70ページをごらんください。商工会の運営費補助金ということで800万円、商工振興事業分といたしまして、商工祭のチラシ作成事業で13万円、商工会経済講演会で40万5,000円、ふるさと納税郵送事業で7,776円となっております。

続きまして、その下の板倉まつり運営補助事業ですが、450万円の補助となっております。第34回板倉まつりの内容といたしまして、平成30年8月4日の土曜日に板倉東洋大前西口南側広場で開催され、1万6,000人の来場者がありました。収支決算額ですが、歳入が769万1,183円、歳出が656万3,377円、差し引き残金112万7,806円となりました。

続きまして、決算書121ページの下段、下から2番目の丸をごらんください。住宅リフォーム支援事業といたしまして、258万4,000円となっております。内容につきましては、対象者48名、商工会商品券による補

助となっております。

続きまして、決算書125ページ、上から3つ目の丸をごらんください。三県境整備利活用事業といたしまして、平成29年度末に栃木市、加須市の2市と共同で三県境への来訪者の受け入れ環境の整備として、三県境周辺の整備を行いました。整備内容につきましては、当初本町の案として休憩所やモニュメントの設置について提案をさせていただきましたが、2市1町の協議の結果、現状の素朴な風景をできるだけ残すという整備方針が決定され、交点付近には擬木による土抱え、足場には敷き砂利、遊歩道につきましては、幅員2メートル、全長63.9メートルをアスファルト舗装をした後に茶色にカラー塗装をし、あわせて道の駅きたかわべ及び柳生駅から三県境までのルートに案内看板を設置しました。整備工事の総事業費につきましては、581万2,192円となり、本町の負担額が111万9,816円となりました。負担金の算出方法につきましては、三県境整備等に関する覚書に基づき、均等割50%、人口割50%という内容でございます。この整備事業の完成を記念しまして、平成30年5月20日に道の駅きたかわべにて三県境フェアを開催しました。そのときの消耗品費となっております。

商工観光系の事業につきましては、以上でございます。

○森田義昭委員長 説明が終わりました。

渡辺係長。

○渡辺正幸農政係長 大変申しわけございません。先ほど野菜王国ぐんまでございますけれども、対象者3名で、ハウス建設2件と申しましたが、あと野菜移植機、こちらはキャベツの移植機になりますけれども、そちらが1件で1,866万1,000円でございます。申しわけございません。訂正をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

本間委員。

○本間 清委員 お願いします。

主要施策の68ページ、一番下の板倉ニュータウン商業用地、これ板倉の住宅団地も販売ままならぬまま、また駅前金融機関も撤収するというので、ちょっといい材料がない中でのニュータウンの商業施設ということですので、交渉件数が9件とありますけれども、残念ながら一件も成立しなかった。この9件の業種というのは、どういう業種に行ったのでしょうか。

○森田義昭委員長 橋本室長。

○橋本貴弘商工誘致推進室長 お答えいたします。

商業用地につきましては、30年度については9件ほどあったのですが、メイン的には駅前のA区画のところデベロッパーみたいな方に一応お願いして、今現在もその交渉は進んでいる状況なので、そのほかにそのデベロッパーが例えば大きいデパートとかを建てた場合に、中に入ってくれるようなお店とかも一応いろんなイベントに参加して交渉している中で、興味があるというところも幾つかあるのです。例えば回転ずし屋とか、あと100円ショップとか、そういったものがデパートに入るのであれば協力はしたいという動きはあるのですが、現在そののがまだ決定していない状況なので、一応継続は続いているということがあります。

それと、トライアルの隣に小さい堀川産業の裏のC区画というところも現在進めていたわけなのですが、県のほうの管理者のほうがちよっと内容的に合わないかなということで、契約を破棄というか、お断りを入れた経緯もございます。あと、B区画のほうでも大きい面積のところがあったのですが、2社ほどはちよっと契約は難しいということでお断りをさせられた中で、今現状も交渉を進めている状況です。

○森田義昭委員長 本間委員。

○本間 清委員 今、内容的に合わなかったところがあると言いますけれども、条件的に合わなかったということですが、一番の大きな要因は何なのでしょう。

○森田義昭委員長 橋本室長。

○橋本貴弘商工誘致推進室長 まず、やはり一番の原因は、その交通量とかもあると思うのです。あとは場所的なものもあると思うのですが、そういったいろんな、コンビニとかも交渉しては、やはりその交通量がどうしても足りないというので、ちよっと厳しいかなという報告はもらっている状況でございます。

○森田義昭委員長 本間委員。

○本間 清委員 何だかんだ言っても一番の要因というのは、採算性がないということなのでしょう。そうしますと、その商業地、恐らく20年前と販売価格というのはそんなに変わっていないと思うのですが、住宅団地のほうは値下げしましたね。そのような考えというのは、企業局は関心ないのでしょうか。

○森田義昭委員長 橋本室長。

○橋本貴弘商工誘致推進室長 現在、商業区画については、県の企業局は賃貸の関係で今契約を結ぶという方向がメインとなっております。当然その住宅販売については、かなり高い値段で、その住宅を値下げしたときに、商業用地自体も値下げしてくれればよかったですけれども、そこは値下げしていない状況なので、かなり高いということなので、今はその賃貸の関係で交渉を進めている状況です。

○森田義昭委員長 本間委員。

○本間 清委員 そうしますと、宅地販売もなかなか難しいという中、この商業地というのはかなり難しいと言っていいわけですか。

○森田義昭委員長 橋本室長。

○橋本貴弘商工誘致推進室長 努力して何とか誘致するように頑張っているところでございます。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

荒井委員。

○荒井英世委員 主要施策の成果のほう、70ページ、商工業振興事業867万円何がし、そこでまず(1)の商工会の運営費補助ですが、これは800万円、では次の(2)のこれも商工会運営費補助の商工振興事業分ということで、54万2,000円ちょっとありますけれども、商工会運営費補助、これはこのものが振興のための補助だと思うのですが、それはいいのですが、それでまずこの(1)の800万円、これの算出根拠をちょっと教えてください。

それから、(2)の商工会経済講演会40万5,000円とありますね。これは、恐らく商工会単独でやったと言うより、町との共催だと思うのですが、共催でやったのか。普通町で出すわけですから共催だと思う

のですけれども、ちょっとその辺を2点お聞きします。

○森田義昭委員長 齊藤係長。

○齊藤康裕商工観光係長 ただいまの荒井議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、商工会の運営費補助金の800万円ということなのですが、こちらにつきましては例年800万円という予算をつけさせていただきまして、そちらの支出となっておりますわけなのですが、内容につきましては、商工会の中で行っている事業ということで、経営改善普及事業総合振興費、商業振興対策事業、工業振興対策事業、税務対策事業、金融対策事業、青年部並びに女性部対策事業、こちらの経費のほうがおおむね平成30年度ですと2,656万5,339円という予算どりがしてありまして、そちらの決算額が2,603万792円、そちらの事業を行った中での800万円の補助ということになっております。

続いて、(2)、商工会運営費補助ということで、こちら別枠で、それとは別に商工会のほうで何か商工振興に該当するような新しい事業とか、そういったものを行った場合に、補助のほうをさせていただいているのですけれども、今ご質問がありました商工会の経済講演会とか、商工祭のチラシ等作成事業、こちらにつきましては、商工会のほうで単独で行っておる事業でございます。

以上でございます。

○森田義昭委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 結局そうしますと、この(2)のほうは商工会単独でやった事業なのですか。

○森田義昭委員長 齊藤係長。

○齊藤康裕商工観光係長 (2)の一番下のぼちのふるさと納税郵送事業、こちらにつきましては、町のほうにふるさと納税が納められたときに、商工会の商品券を希望された方に商品券を送るわけなのですが、こちらにつきましては、財政のほうと共同といいますか、やっておるところでございます。

○森田義昭委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、厳密に言いますと、この(2)の商工祭のチラシ関係、それから経済講演会、これは商工会単独でやっているという事業ですけれども、厳密に言うと、この(1)の商工会の運営費補助、その中に含まれるものとは違うのですか。それとはまた違うのですか。新規の。では、新規のものというのが出てくると、改めてこういう形で補助を出しているのですか。

○森田義昭委員長 齊藤係長。

○齊藤康裕商工観光係長 主に新規のものと、2年間とかという、そういった事業もございます。毎年そういった補助があった場合は、板倉町の補助金の申請をさせていただいて、決裁がおりた上での補助となっております。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 お世話になります。針ヶ谷です。お願いします。

決算書113ページをお願いします。農政係で説明がありました担い手育成就農支援事業についてお伺いたします。

以前に比べると、決算額も増えて、活用率というのですか、大分お金が使っていただける分、農政係とし

ては非常に忙しいかなと思うのですが、30年度に限ってなのですが、この部分、国庫補助、県の補助等を利用しながら、農業経営の援助をやっていただいているわけですが、項目、板倉の農業者が使える補助金あたりは大体ここに網羅されているような状況なのかどうか、あるいは30年度分について何か反省点なり、あるいはそれを生かして31年どういうふうな取り組みをしたとか、そういった反省、30年度の結果についてのお考えがどうか、あればお知らせいただきたいと思います。

○森田義昭委員長 渡辺係長。

○渡辺正幸農政係長 30年度の結果ですが、こちらにつきましては、実際本来でいけば、もっと補助を受けたい人というのがいたかと思えます。ただ、まだ周知のほうがないという状況なところもございました。これまでに申し込みがあった方等につきましては、農協さんに行って話を聞いたとか、誰かから聞いて、町のほうに聞きに来たとか、そういう方でありました。今後につきましては、ホームページ等、また担い手というか、認定農業者の会議等におかれまして、その辺の周知を行っていきたくて考えております。

○森田義昭委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 隣がそういう動きがあると、その隣から話を聞いたりとかとあって、横の広がりが出てきているのかなと思うのですが、農業者が利用できるような補助金については、パンフレット作成ではないですが、今までの経歴を含めまして、一覧表あたりにしていただいて、目につくようにしてもらうのも一つの手かなと。やはり自分から探しに行くというのですか、興味がある人は農林水産省なりなんなり見に行って、「こういうのがあるわけだけど、町はどうなっているんだい」という話までしてくる人もいらっしゃるかなと思うのです。そういう人ばかりではないので、やはり隣のうちは動かないと情報がもらえないというところだとちょっと寂しいかなと思いますので、今までの実績も含めまして、そういった一覧表なりを作成して見ていただくのも一つの手かなと思っております。

何はともあれ、大体機械も入れかえの時期が来ているかなと思いますし、費用面で非常に今度負担がかかってくると継続していく部分で判断が難しくなるかな。その部分がやはり後継者についての考え方の違いにもかかわってくるかなと、ある程度機械を新しくして後継者を迎えるということができれば、後継者のほうもちょっと考えが変わってくるかなという部分もありますし、総合的にいろいろ考えていただいているのは重々承知しておりますが、なお一層ちょっとアイデアを出していただいて、まだまだ基幹産業として板倉で農地を手放すわけにはいきませんので、今後ともまたご検討のほうをよろしく願いできればと思います。何か今の部分で考えがあればお願いします。

○森田義昭委員長 渡辺係長。

○渡辺正幸農政係長 これまでも館林邑楽地区の担い手受入協議会のほうにおきまして、各種その就農相談会というのですか、都内とか県庁である就農相談会にも参加させていただいたこともあります。今後につきましては、そちらにもさらに力を入れまして、新規就農者等の確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○針ヶ谷稔也委員 はい、了解。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

小野田委員。

○小野田富康委員 小野田です。よろしくお願いします。

今の針ヶ谷さんとちょっとかぶってくる部分で、担い手育成の部分なのですが、農業次世代人材投資資金ということで出ているのですけれども、今現在2人の方がいただいでいて、今年度から1人増えるということで、減って、新しく1人入ると、入らないのですか。150万円これ5年でしたっけ。わかりました。

それプラスあとその主要施策のほうの62ページ、青果物生産出荷安定事業なのですが、これは生産物を出荷しつつの相場の下落によって生じた損害を補填するという事業と理解してよろしいでしょうか。

○森田義昭委員長 渡辺係長。

○渡辺正幸農政係長 この青果物生産出荷安定事業でございますけれども、ニガウリの産地化を促進させるためのものでございまして、こちらにも書いてありますこの天候等の影響で市場動向によって生じた減収ですか、それを補填する事業となっております。

○森田義昭委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 いੱときニガウリがかなりの出荷量増えた、生産者の方増えたと思うのですが、ピークから見ると、ちょっと大分下がってきているような印象なのですが、実際その辺はどうなっていますでしょうか。

○森田義昭委員長 渡辺係長。

○渡辺正幸農政係長 ちょっと正確な数字はわからないのですが、確かにピーク時よりは大分下がって、生産者減っている状況にはなっております。

○森田義昭委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 何とかキュウリ同様、うまく産地として育てていただけるように頑張っていただければと思います。

それと、あとちょっと変わってくるのですが、価格安定の事業のほかに、今、収入保険の制度というのも始まって、今年度が初年度になるかなと思うのですが、価格安定等その収入保険で実際どちらがいいのかなということで、結構周りの方から、農家の方からも相談を受けるのですが、実際の考え方というのを教えていただくとありがたいのですが。

○森田義昭委員長 渡辺係長。

○渡辺正幸農政係長 済みません。ちょっと詳細についてはわからないので申しわけないのですが、実際まだ収入安定対策ですか、そちらに加入されている方は少ないということは確認はされております。

○森田義昭委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 実は私収入保険入ったのですが、できれば農協とかと例えばうまく都合していただいて、メリット、デメリットの部分で周知していただいて、こういった方にはこっちのほうが得ですとか、そういった面もよく説明していただくとありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

○森田義昭委員長 渡辺係長。

○渡辺正幸農政係長 そうですね。農業共済、それと農協さんとちょっと連携を図りまして、その辺の推進をしていければと思います。よろしくお願いします。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

青木委員。

○青木秀夫委員 主要施策の成果というほうの65ページのこの農業委員会のところをちょっとお聞きしたいのですけれども、教えてもらいたいのですけれども、この農業委員会の申請届け出の状況というところなのですけれども、これ私も忘れてしまったのだけれども、3条と4条と5条の簡単にこの区分けをちょっともう一回教えてもらえれば。

○森田義昭委員長 青木係長。

○青木英世農地係長 ただいまの3条と4条と5条のどういったことかなというふうなご質問なのですけれども、農地法の3条の関係につきましては、農地を農地で使うための売買や賃貸借権の設定という形になります。ということで売買をしても、農地は農地として使っていくよというふうなことになります。4条と5条というのは、よく農地の転用というふうな言葉を聞くかなと思うのですけれども、4条のほうが自分の土地を自分で転用するというふうな形になるのです。土地の所有者が自分の土地に建物を建てるとか、資材置き場をつくるだとか、駐車場をつくるだとかと要件があるのですけれども、その土地の所有者が自分の土地を転用する場合は4条という形になるのです。5条というのは他人が所有者と2人いるわけなのですけれども、所有者の土地を他人の方が借りるか、買うかをして転用する場合、よくあるケースでいくと、分家住宅とか、そういった形になりますと、お父さんの土地を息子さんとか娘さんが借りて分家住宅をつくるという場合は、農地法の5条の転用になります。あと、駐車場とかでいきますと、土地の所有者がいらっしゃいまして、ほかの会社の方が借りて転用するよというふうな形になると農地法の5条というふうな形になるのです。主にはそういった形になるのですけれども、よろしくお願ひします。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 それで、ちょっとお聞きしたいのは、この転用許可のほうのこの4条関係というので、3件とありますね、3件。473平米とあるでしょう。これの内容というのはどういうものなのですか、これ。ばかに面積小さいから。

○森田義昭委員長 青木係長。

○青木英世農地係長 こちらはちょっとまとめてしまったものになっておりますので、合計で473平米というふうな形になっておりますので、細かな詳細の分けがこの形ではしていないので、何に転用したというのがちょっとわからないような形になってしまっているのですけれども、それは調べまして、またちょっと後ほどお知らせさせていただければと思います。

○青木秀夫委員 面積がばかに小さいからね。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 3件で473平米って何なのだろうと思って、ちょっとお聞きしてみたのです。

○森田義昭委員長 青木係長。

○青木英世農地係長 面積が少ない場合で考えられることというのが、例えば転用、住宅の建て替えとかする場合に、隣の土地が農地なのですけれども、そこに出っ張って住宅が建っていたとか、そういったケースというのが結構あるのです。そういう場合はその建物が建っている土地まで分筆をしまして、その分だけ農地転用を行うとか、そういったケースもありますので、面積が少ないところについてはそういったことも

考えられるというようなことがあります。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 それと、もう一つ、この届け出だけで済むというのは、これは市街化区域内の農地の場合ね。それで、市街化区域内の農地でここに4条関係って2件とあるのですけれども、自分の土地を宅地に転用するわけでしょう。普通一般的にですよ。そういう人は大体自分で土地を持っていて、家を持っている人かなと思うのですけれども、この2件か、4条関係で2件転用されているでしょう、これ。こういうのはどういう事例なのですか。

○森田義昭委員長 青木係長。

○青木英世農地係長 自分の土地を4条で転用するというような形になりますと、資材置き場とか、露天駐車場とか、そういったことが考えられるのですけれども、これもちょっと。

○青木秀夫委員 住宅ではなくてね。

○青木英世農地係長 はい。住宅という場合も場合によってはあるのですけれども、そうですね。住宅以外のものというふうな転用ということもあります。これも合計でこの面積というふうな形になっていますので、詳細が記載されていないので、4条で何を転用したというのがちょっとわからないような状況になってしまっているのですけれども、一応そんなことが考えられます。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 それともう一つ、一番下にこの18条の6項とかと、合意解約って、これどういう事例をいっているのですか、これは。

○森田義昭委員長 青木係長。

○青木英世農地係長 18条の6項というものにつきましては、農地を農地として賃貸借や使用貸借で貸し借りを行っていたものを解約しますよというふうな形で、例えば今、土地の貸借の形が2つあるのですけれども、利用権というものと、中間管理事業って、今2つちょっと存在してまして、これは法律上2つ存在していますので、ご本人さんにどちらで賃貸借を行いますかというような形で、本人さんたちが選んで、2つの貸借関係を契約するのですけれども、例えば今まで利用権だったものを中間管理事業に移行するというふうな形もあるのですね、中には。そういった場合に一応法律上で一度貸し借りをしてしまいますと、その満了期間までは貸借が続いてしまいますので、それを一度この合意解約というような形で一応書面でいただくような形になるのですけれども、そこで解約をしていただきますと、そのお互いの貸借が切れたよという形になるのです。それをまた同じ方という方もいらっしゃるのですけれども、中間管理事業に移行して、また新たにそこから始めるというふうな形が最近大分増えてきておりますので、246件というののがかなり多い数字になっていると思うのですけれども、そういった形で貸借の関係を変えているというふうな形の方が多いということです。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 では、一般的には解約するけれども、また別の形で再契約というような形にいくから、別に解約ではなくて、更新するという意味と似ているようなものなのですね。いいです。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

今村委員。

○今村好市委員 主要施策の62ページなのですが、至るところに担い手育成とか、新規就農者だとか、後継者対策という、さまざまな行政の政策を打っているのですが、なかなかこれが実を結ばないというのが現実だと思うのですが、そんな中で例えば板倉の専業農家の農業所得というのは、専業農家平均の農業所得というのはどれぐらいなのか、その辺は把握どこかでしているのでしょうか。農林業については、農林業センサスという国の調査を3年に1回ですか、4年に1回ですか、やっていると思うのですが、5年か、今。あれは国調と同じ時期ではなかったのだけ。いずれにしてもそういう調査をしているし、あとは農林業基本調査みたいなものも前は2年に1回ぐらいやっていたのだと思うのですが、そういう中で板倉の専業農家の所得は、国の平均の所得もしくは郡内、この周辺地域の農業を基幹産業としている町の所得と比較をしてどうなのでしょう。基本的な話なのですが、高いのか、低いのか、わかったらお願いできますか。

○森田義昭委員長 渡辺係長。

○渡辺正幸農政係長 大変申しわけございませんが、ちょっとその辺現在のところ把握できていない状況でございます。

○森田義昭委員長 今村委員。

○今村好市委員 農林業センサスは、そういう農業所得のデータというのは出ていないのですか。統計はとっていないのですか。

○森田義昭委員長 渡辺係長。

○渡辺正幸農政係長 農林業センサスについては、所得も載っているかと思います。

○森田義昭委員長 今村委員。

○今村好市委員 そうすると、それは各市町村のデータが出ていますよね、報告書として。そうすると板倉が専業農家が何軒ぐらいあって、その専業農家の平均農業所得が幾らぐらい。例えば明和は幾らぐらい、館林は幾らぐらいというのを群馬県の平均は幾らぐらい、これは当然出てくるのではないかなと思うのですが、後で結構ですが、もしそういうデータがあったら、お願いをしたいなと。ほかと比較をして、板倉がそんなに低いというふうに考えていないのですが、そういう中で、では新規就農だとか、後継者がもうかる農業をやっていけば、それをきちんと後継者の人もしくは他産業から農業に就農するという人もいると思うので、そういうときには何が一番ネックで、なかなか後継者なり、新規就農者がうまく農業にかかわれないのかというのが何となく見えてくるような気がするのですが、国だとか県だとかというのは、全国一律にこんな対策をすれば、こういうことをやればというのは、やれば後継者もできるだろうというやり方をやっているのだと思うのですが、もし板倉独自の課題が見つかるのであれば、そういうものについて町単独で農業政策については、今後はやはり中期事業推進計画もありますので、少しずつやっついていかないと、国、県頼りだけだと、なかなか難しいところがあるのかなという気がするのですが、その辺の分析をした上で、板倉の農業をどうしたらいいのかというのは、ちょうど考えるいい時期かなと思うので、ひとつ提案をさせていただきます。

○森田義昭委員長 渡辺係長。

○渡辺正幸農政係長 ただいまの今村委員さんのご意見を重々心に受けとめまして、今後の農業政策のほう

を考えていきたいと思います。

○森田義昭委員長 今村委員、よろしいですか。

○今村好市委員 課長、何かあったら。

○森田義昭委員長 伊藤課長。

○伊藤良昭産業振興課長 実は課内でもその辺については相談をしてきたところがございます。過日、認定農業者数が144人いるということだったのですけれども、このうち次の担い手となる、いわゆる跡取りが何人いるのかというところで、課内でもそれ話題に出したのですが、とりあえず今のところつかめていないと。この後5年後、10年後、20年後、板倉の農業というのはどんなふうになるのかなと考えたときに、今の担い手の皆さんの次の世代の担い手、また新規就農者が当然必要になってくる。その数が増えるようならいいのですが、減ってきますと、当然その担い手の方々に負担が大きくなる。そこをその農地の環境、条件を改善するというので、簡易圃場整備等は必須だということは課内でもそういう話題になったのですが、ではなぜ農家にならないのかなというところで相談をした結果、やはり他産業並みの所得が必要なのではないかと、でも農家の皆さんって結構それなりに収入を得て所得は得ているのではないかなと。では、なぜそれでも農家になり手がいないのと。いや、他産業以上の所得があればいいのではないかと。だけれども、今現状だとやはりその労働時間、時間当たりの時給については、やはり他産業並みではないのではないかなとなったときに、一軒の農家でまだ親の世代が現役で、その下、跡取りがきっちりやっていて、親の世代が抜けたときに、次の世代が入ってこない、担い手としてやはり負担が大きくなってしまいうだろうと。その辺で今の今村委員のその平均所得、その板倉町がほかと比べてどうなのというのは、早急に我々もちょっと確認をしていきたいなというふうには思っています。何よりも将来の板倉の農業は、これは継続的に進める上でも、当然担い手が必要であって、その担い手を確実に確保するためには、新規就農者が必要だということについては認識しておりますので、その辺についても課内で相談していきながら、今後策定する計画にもできれば反映させていければなというふうに考えてございます。

○森田義昭委員長 今村委員。

○今村好市委員 事業評価のときも話をしたのですけれども、担い手の人たち、今、板倉町の担い手は70前後なのです。私なんかの年齢の前後が中心の人なのです。そうすると5年、10年と言うけれども、あと5年たつと半分ぐらいの人はできないのではないのかな。そのときになって、では後継者がその人のかわりにその人の分ぐらいはいればいいのですが、全体を見て、恐らくなかなかない。今からきちんとやはりそこそこ手を打っておかないと、そのときにあれっ、こんなことになってしまったというのが出てきてしまう可能性があるのだ。一番顕著に見えるのは、恐らく農地の原野化というか、農地が作付されないまま、もう原野に戻ってしまう農地が相当出てくる可能性があるのだ、ぜひその辺は大変だと思うのですが、いろんな考え方を出していってください。よろしく願いいたします。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

○今村好市委員 はい。

○森田義昭委員長 ほかにございませんか。

市川委員。

○市川初江委員 では、よろしく願いいたします。

2点ちょっとお聞きしたいのですけれども、主要施策の63ページ、一番下のほうですけれども、下から②番目、多面的機能支払交付金事業なのですけれども、これ結構大きい、約4,900万円ぐらい補助金があるのですけれども、活動団体が8団体ということでございますと、1団体600万円ぐらいの補助がいつているのかなと思いますけれども、この活動組織は具体的にどんな活動組織なのかが1点。

それと、72ページの(2)の東洋大学板倉キャンパスの何か22回の雷祭参加というのですけれども、これはずっと22回続いているのですね。どんなことをしているのか。

この2点ですが、よろしくお願いします。

○森田義昭委員長 齊藤係長。

○齊藤康裕商工観光係長 ただいまの市川委員さんからのご質問にお答えさせていただきます。

東洋大学の板倉キャンパスの第22回の雷祭ということで、こちらの東洋大学の板倉キャンパスができたときから毎年行われている学園祭ということです。それで、板倉の役場といたしまして、東洋大学の学生さんたちに東洋大の愛称と、板倉町で大変お世話になっておりまして、その恩返しも兼ねまして、着ぐるみ「いたくらん」を連れていきまして、大学のステージの前とかでちょっと「いたくらん」を利用して町のPR等を行わせていただいているところでございます。

○森田義昭委員長 渡辺係長。

○渡辺正幸農政係長 むらづくり、多面的の関係ですけれども、8団体の内容ですけれども、基本的にどの団体におかれましても、除草活動というのですか、それはやっているとござります。そのほかになりますけれども、30年度におかれましては、防草シート、それとポンプの更新・撤去、それと水路のり面のコンクリートの設置、それと素掘りの水路からコンクリートの水路への更新、それと農道の砂利敷き、それと大体そうですね。その辺がみんな各団体がやっている内容になります。8団体につきましても、補助金につきましては、各団体によってさまざまでありまして、面積によって補助金のほうが決まってくるような状況になっています。

以上です。

○森田義昭委員長 市川委員。

○市川初江委員 では、各団体によって、その土地の面積みたいな、そういう面積によってその補助金が違ってくるといことなのですね。では、一番大きな補助金はどのぐらいなのですか。

○森田義昭委員長 渡辺係長。

○渡辺正幸農政係長 一番多いところで1,000万円弱ということで、板倉東むらづくりというところが受益面積が一番広いとなっております。

○森田義昭委員長 市川委員。

○市川初江委員 少ないところでは、どのぐらいの金額。

○森田義昭委員長 渡辺係長。

○渡辺正幸農政係長 一番少ないところで大曲のむらづくりでありまして、大体500万円弱ということになっております。約半分ぐらいです。

○森田義昭委員長 市川委員。

○市川初江委員 では、それぞれにやはり各団体で自分の地域の農業関係の整備みたいなものを見としてい

るのかなと思うけれども、そんなふうを受けとめさせてもらってよろしいのですか。はい、ありがとうございます。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

伊藤課長。

○伊藤良昭産業振興課長 補足させていただきます。

昨年もせっかくのこういう制度があるのだから、いろいろ周知をしていただいて、その活動のエリアの拡大に努めたほうがいいよというご意見をいただきました。除川地区のほうで設立に向けて今打ち合わせ等協議を役場も含めて行っている状況ですので、ご報告をさせていただきます。

以上です。

○森田義昭委員長 ほかにございませんか。

延山委員。

○延山宗一委員 今、市川委員の質問に関連するのですが、この8つの団体、現在ありますよね。板倉が2カ所、大曲、大荷場、離、それと海老瀬、あと南地区と、それぞれ面積によっての金額が違いがあるのですが、この交付に当たっての限度、もう当然限度額もあるだろうし、面積によってなのですが、その決定をされて、交付までが非常に間があるということで、長寿命化に関して、例えばポンプの入れかえが進みますよね。そうすると支払いがなかなか滞っていくということも言えるのですが、これについて採択をされて、交付決定されて、そのお金がおりてくると、交付されるというふうな一連の流れがどのぐらいの期間を必要とする、また申請がいつなのだからということをお聞かせ願いたいと思うのですが。

○森田義昭委員長 渡辺係長。

○渡辺正幸農政係長 大変申しわけございませんが、確認いたしまして、延山委員さんのほうにちょっと回答したいと思います。よろしくお願いたします。

○森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 最近、この多面的機能の交付金なのですが、100%、例えば以前は100%おりたのが、今だんだん、だんだん減額もされていると、90になって、80になって、今度70とか。例えば1,000万円の事業費だということでも、その1,000万円おりてくれればいいのですが、それが今度は700万円になりましたよということ、その不足に関しては、当然その事業の主体で返済しなければならない、要するに返さなくてはならないというか、支払いしなくてはならないということなのですが、そうするとそのパーセントが変わってくるということは、やはり事業予算立てるのに、非常に不透明だと困るということにもなってくるのですが、それについてはどのように今、県の指導がされているのか。

○森田義昭委員長 渡辺係長。

○渡辺正幸農政係長 ただいまのご質問ですが、基本的には一応町としては100%で要望しているところですが、ここ近年、利用する団体ですか、こちらも増えているということで、例えば当初は60%しか交付できない。追加でまた30%交付しますよとかという現在は流れになっている状況でございます。町としてもできれば100%交付していただきたいところなのですが、なかなかその辺が毎年交付率が変わってくるものから、ちょっと状況が読めないような状況でございます。

○森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 そうすると、それぞれ毎年その金額の交付金が変わってくると、交付率が。なかなかそうすると難しいところがあるのだよね。だから、これは国の制度の中で県を通して交付される。なかなかその決定が早い段階で決定されて、では皆さんから例えば幾らかずつでも集めましょうというふうにもなってくるのですけれども、そういう部分についても、申請の時期、もう申請が終わったから次年度になりますよというふうになってくる。そういうときにはもう交付の金額が変わってくるということは、機能の使い方、例えばこの事業がせっかくいい事業として取り組みたいと言っても、なかなか取り組めないというところも出てくるのかなと思うのですけれども、そうするとやはり今現在、県に申請をとというのは、いつ申請して、交付金額、交付はいつされているの。大体でいいよ、まとめは。はっきりしたことでなくてもいいです、大体いつごろ申請なのだよというようなことがわかれば。5月ごろするのだよとか、3月ごろだよというような、大まかなもので結構です、とりあえずは。

○森田義昭委員長 渡辺係長。

○渡辺正幸農政係長 申請につきましては、年度当初になるかと思えます。交付につきましては、ちょっと第1回目、第2回目とありまして、昨年、30年度につきましては6月、それと12月、2月ということで交付を行っているようでございます。

○森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 その段階で交付されるということなのですが、それぞれの限度額の中で対応していくのに、やはり大きな長寿命化なりなんなり、例えば分けますよね。2通りの申請方法で出てくると思うのですけれども、そうするとその2通りの申請方法の一つということで、ダブルはできませんよね、申請を。2つの申請の中で、どちらかを選択するのですよね。

○森田義昭委員長 渡辺係長。

○渡辺正幸農政係長 メニューが農地維持がまず1つあります。これにつきましては、除草とか、そういうものになります。こちらにつきましては、基本的に100%毎年ついているような状況になっております。それと、資源向上の中に共同、それと長寿命化ということで、2つのメニューがありまして、こちらにつきましては、両方申請はできます。

○森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 ダブって申請はできるのか。わかりました。いずれにしてもそれぞれ限度になれば、また次年度送り、またいっぱいになれば次年度送りと、非常に手を挙げる、それぞれの団体さんが多いと思うのです。ですから、ついつい今申請して、例えば3年後だよとか何とかともなってしまうというということにもなるのですけれども、いずれにしても地元でよく話し合いをしながら、どっちが優先するかということも話し合いながら進めて取り組んでいくことがいいと思うのですけれども、そういうふうな交付決定も早目に、例えば事業を地元知らせていただくことも必要な方法だと思うのですけれども、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

黒野委員。

○黒野一郎委員 では、決算書の115ページ、畜産の関係ですけれども、上段のほうにこれは板倉町は鶏と、牛とかは職業としてやっているお宅はあるのですか。

○森田義昭委員長 渡辺係長。

○渡辺正幸農政係長 食用につきましては、鶏は海老瀬の方がやっているのかなと思いますけれども、ちょっとその辺が食用かどうか、恐らく卵はやっていると思うのですが……

○黒野一郎委員 卵とる。

○渡辺正幸農政係長 はい。牛が南地区の高瀬さんという方が飼ってまして、そちらは食用になっております。

○森田義昭委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 鶏は食べるのではなくて、基本的には卵を産むわけですから、卵を売るわけだから、それは職業でしょうけれども、5個とか10個とかというのでは、これは白菜というのは家庭菜園だけれども、では一軒一軒なのですか。

○渡辺正幸農政係長 はい、そうです。

○黒野一郎委員 そういうのはだって基本的には薬とか、補助金も出るわけでしょうから、そういうのはどこのお宅で、どこの番地というのわかっているわけでしょう、ここにちゃんと。その辺はわからないのですか。

○森田義昭委員長 渡辺係長。

○渡辺正幸農政係長 畜産の牛につきましては、その組合ですか、入っているのわかるのですけれども、その鶏については、ちょっと組合に入っておりませんので、その辺はちょっとこちらで詳しい内容はわかっておりません。

○森田義昭委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 本題で、では今の中でかなり今、埼玉県のあたりまで来た豚は、板倉町で何軒ぐらい。わかっていて言うわけではないのだけれども、何軒ぐらい。

○森田義昭委員長 渡辺係長。

○渡辺正幸農政係長 養豚につきましては、北地区に2軒でございます。

○森田義昭委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 助成金、補助金見ますと、50万円何がしということですがけれども、それを含めて豚の中に1匹というのか、1豚というのか、人間と同じ病気になる豚もいるでしょうけれども、埼玉まで来ている豚コレラ等々がありますけれども、その辺の対策というのか、事前対策は毎年お宅に行つて、いろいろやるのでしょうけれども、補助金が出るから。その辺は主要施策62ページには書いてあるけれども、これは日本脳炎とか、伝染病等々含めて。ですから、それが人間にうつるとか、いろいろあるでしょうけれども、人間にはうつらないかもわからないけれども、鳥なんかもふんを運ぶとなるけれども、その辺の連携というのかはしているのですか。

○森田義昭委員長 渡辺係長。

○渡辺正幸農政係長 一応板倉町に家畜自衛防疫協議会というのがありまして、そちらと連携を図りながらやっているところでございます。また、今、黒野委員さんからありました豚コレラの関係ですけれども、こ

ちらにつきましても、防護柵というのですか、その補助を国が50、県が4分の1ということで、今、柵について補助金を出すような状況になっております。

○森田義昭委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 板倉町の要するに協議会、それは豚だけではなく、先ほどの牛とか鶏も含めた協議会なのですか、または豚だけの協議会と、どちらなのですか。

○森田義昭委員長 渡辺係長。

○渡辺正幸農政係長 こちらは全ての家畜を含めた協議会になっております。事務局については、JA邑楽館林さんのほうで持っております。

○森田義昭委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 という中で、これは新しい、30年とは別でしょうけれども、小さいのを買って、委員会でもあったのですけれども、イノシシではないけれども、柵をかけるということですから、かなり費用がかかると思うのですけれども、国や県、あとは自腹というのか、お宅で何%出すのでしょうか、そういったことであれっ、何でとお宅のうちでは思うかもしれないですね。イノシシがそんなにいるわけではないでしょうけれども、その辺を含めたことの中で話し合いはしているのですか、飼っている方と。飼っている方と、そういう町は協議は。

○森田義昭委員長 渡辺係長。

○渡辺正幸農政係長 先日はすけれども、県の担当者、それと町の担当者がその2軒にお伺いしまして、話しているところでございます。

○森田義昭委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 ぜひ先ほどの協議会やるのに、牛も少ない、鶏も少ない、豚も2軒しかなくなっている。農村地帯ですけれども、におい等も温度差とか、湿度とか、それで変わってくると流れてくると、そういうこともあるわけですから、さっきの柵の話も出たわけですから、ぜひそういったことで我々も肉を肉屋さんへ行って買ってきているわけですから、先ほど話が出たとおり、後継者、やはりやっている方って、40、50、60近いわけですから、やはり米、畜産を含めて後継者ができるというのか、後継ぎの人が、それを含めながら、やはりできれば将来も畜産を含めて後継者ができる方向性の中でやっていただかないと、まずゼロになってしまうと思うので、それはハウス、農業、キュウリもそうですけれども、畜産もぜひ同様な体制でやはり保存というのか、できればいいと思うので、その辺、課長はどうですか。何か課長のほうで。

○森田義昭委員長 伊藤課長。

○伊藤良昭産業振興課長 委員おっしゃるとおり、埼玉でも豚コレラが確認されたということで、秩父のほうですけれども、群馬県でも特に渋川のほうでも対策が急となってございます。県も中心となりまして、もう全市町村を集めまして、今後の対策について今協議をしている段階、渋川市では国50、県25、残りについても渋川が補助金を設立するというので、本定例会に補正予算として上程するというようなことがございました。

先週緊急に担当者集められまして、県庁で協議を行ったところなのですけれども、各市町村のほうにも補助金のほうを要請をされているようでございます。あしたになるのですけれども、館林邑楽郡内の担当者でちょっと集まりまして、できれば足並みをそろえて自治体としても補助金の設立ができればなというふうに

は考えているところですけども、1つよその自治体では、農協さんの補助金の協力ということもあり得るのではないかなというところで、残り25%のところを市町村が15%持つから、残り10%を農協さんどうだいというようなやりとりも行っているようでございます。ですけども、邑楽館林農協に関しますと、全ての農家の方が農協に出荷ということではございませんので、それについては農協としても農協に出荷していない農家に補助金については厳しいよというような話もございます。その辺のところも調整をしていければなと思っています。

先ほどのその防護柵の話なのですけれども、これはもう防護柵をきちり整備しなければいけないというようなことで、国が50%補助となりました。板倉については2軒ということで先ほど回答させていただきましたけれども、群馬県内には220の養豚農家があるというところなんです。220軒の養豚農家が持っているいわゆる豚舎全ての敷地を防護柵で囲いなさいということです。板倉は2軒ですので、2カ所囲めばいいのかなと思ったのですが、1軒のうちでは2カ所、もう一軒のうちでは3カ所あるということで、5カ所の畜舎を、豚舎を囲わなくてはならないと。例えば50メートル、50メートル、25メートル、25メートルの敷地ですと、それだけでももう150メートルかかります。県の補助の上限ですと、平米当たり1万円を限度に補助しますということのようですので、その辺については町もちょっと館林、郡内と調整の上、歩調を合わせたいというふうに思っています。当然農家だけではなくて、畜産農家についても、後継者がいなくなりますと、もうなくなってしまいますので、その辺については今後ともできる限りの支援をしていきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

荒井委員、時間が10分ですけども。

○荒井英世委員 成果のほう、66ページの農用地利用集積促進事業とありますね、101万6,100円、これの表の利用権の設定関係なのですけれども、これの表の中の、(1)の表の10年のところありますよね、10年。これの合計見ますと、(425筆数)、面積が37万9,662とありますね、平米。これが新規設定分ということですから、30年度ということで考えていいわけですよ。下の上記のうち中間管理事業設定分とありますよね、10年のみ。これが合計見ますと、筆数が421、面積が36万5,208平米、これは下の中間管理事業のほうは30年度分と言うより、累計なのですか。例えば結局中間管理事業に移行した人が多いわけですよ、先ほどの青木さんの説明で。今までの利用権から。そういう意味なのでしょうか、これは。

○森田義昭委員長 青木係長。

○青木英世農地係長 農用地利用集積促進事業の関係で、表の下の段、中間管理事業設定分というふうな形で421筆、36万5,208平米というふうな形がございますけれども、こちらにつきましては平成30年度分に設定をした件数というふうな形になります。その上の表の10年というふうな形で面積があるのですけれども、こちらは中間管理事業を利用しない10年というふうなものの中には含まれているというふうな形になります。

○森田義昭委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、その上の表の10年の借り手農家数32名とありますね、今までの累計ですか。下の中間管理事業が36名とあるのですけれども、この4名下のほうでプラスされているのは、これはどうい

うのでしょうね。

○森田義昭委員長 青木係長。

○青木英世農地係長 下の表は内の表示になっていますので、上の表の内というふうな形になりますので、これどちらかがちょっとミスになっていると思います。申しわけございません。

○森田義昭委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 では、後で修正してお願いします。

それから、もう一点、67ページの農地流動化率がありますね、19.7%。これは、要するに今までの例えば農地利用集積計画、それによると例えば何年後には何%に持っていくとか、目標があると思うのですよね。それは今例えば何年後に何%に持っていくとかという目標の流動化率って、今幾つですか。では、後でやってください。

○森田義昭委員長 青木係長。

○青木英世農地係長 済みません。後ほどちょっとお話しさせていただきたいと思いますので、申しわけありません。よろしくをお願いします。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

青木委員、5分ですけれども。

○青木秀夫委員 いいですよ。68ページの主要施策をちょっと開いてみてください。この産業施設の促進奨励金というのですか、これについてですけれども、これ旧制度、旧条例に基づいての満額奨励金の返還というのは、まだ幾らか残っているのはあるのでしょうかけれども、もうあと1年ぐらいでこれ終わるのでしょうか、その旧制度に基づいての満額返済。

○森田義昭委員長 橋本室長。

○橋本貴弘商工誘致推進室長 現在、旧制度で申請している企業が8社ほどございまして、基本的には土地、建物、償却資産が5年間払うということになっているのですけれども、企業がすぐ来て建物とか建てるわけではないので、まずは土地を払いながら……

○青木秀夫委員 いや、だからあとどのぐらい残っているのというのだ。

○橋本貴弘商工誘致推進室長 あと、今年度で見るとまだ6社ほど残っております。

○青木秀夫委員 ああ、そう。

○橋本貴弘商工誘致推進室長 はい。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 東鉦商事なんてまだあるの。これ大分前にもうできているような感じがするのだけれども。

○森田義昭委員長 橋本室長。

○橋本貴弘商工誘致推進室長 東鉦商事については、今年度建物と償却を払えば終了となる予定です。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 東基というのはいつまで残っているの、これは。

○森田義昭委員長 橋本室長。

○橋本貴弘商工誘致推進室長 東基さんについては、土地はもう既に終了しているのですけれども、建物と償却が残り3年残っております。

○青木秀夫委員 まだそんなあるの。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 はい、わかりました。

それと商業施設のトライアルなんていうのもこれ奨励金の対象になっているらしいね、あれ。あの旧制度ではなくて、商業施設はあれか、旧制度が適用されるわけね。トライアルはまだ来たばかりだから、固定資産税払っていないから、これ返還されていないということだね。

○橋本貴弘商工誘致推進室長 はい。

○青木秀夫委員 はい、いいですよ。

○森田義昭委員長 では、慎重なご審査ありがとうございました。

産業振興課のこれで審査を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

これで休憩に入ります。再開は1時でお願いします。

休 憩 (午後 0時03分)

---

再 開 (午後 0時58分)

○森田義昭委員長 それでは、再開いたします。

続いて、住民環境課関係の審査を行います。

住民環境課からの説明をお願いいたします。

峯崎課長。

○峯崎 浩住民環境課長 それでは、住民環境課、平成30年度の決算の内容説明ということで行いたいと思います。

まず、その前に、先週報告させていただきました館林クリーンセンターの落雷事故に伴う現在の状況ということで少し報告のほうをさせていただきたいと思います。先週お話をとおなぎいたしましたとおり、9月10日火曜日、夜7時ごろ館林センターにおいて落雷事故が発生をしました。そのとき、1号炉、2号炉あるのですが、2号炉のほうは休止中でしたが、1号炉のほうが稼働中というところで、施設全体に被害が及んでしまったというような状況でございます。現在、この週末も含めて復旧のほうに努めているところでございますが、本日の午後、第2号炉のほうを仮復旧させまして、試運転を行うということで予定になっているところでございます。また、計量システムについても、手動で計量ができるようになったというような状況でございます。

今後につきましては、被害のひどい第1号炉、第1のほうを今月いっぱいをかけて早急に復旧をさせるというような状況で、防災ラジオでもお話、連絡もさせていただいたのですが、現在館林市、明和町、板倉町の方にごみ出しをできるだけ控えてくださいというようなこととお話をさせてもらっておりますが、順次炉が復旧することによって、通常の収集に向かっていくものというような状況でございますので、報告のほうをさせていただきたいと思います。以上になります。

それでは、平成30年度の決算の概要ということで説明のほうをさせていただきます。

まず、住民環境課の2つの係がございまして、戸籍年金係につきましては、各種の相談業務、それと戸籍整備事務、住民基本台帳事務、それと自衛官の募集、旅券の発行、個人番号カードの発行、それともう一つ、

国民年金の事務関係、あとは火葬費の補助事業、こういったところを行っている係でございます。

また、もう一つの環境下水道係につきましては、環境全般の業務、それとごみ関係の業務、それに伴います施設の管理業務というところで、下水道事業会計、下水道施設の特別会計も含めまして、ごみ関係に関する諸施設の管理運営、そういったところを運営しているところでございます。

それでは、各係長よりそれぞれの係の決算のほうを説明を行っていきたいと思いますので、よろしく願います。

**○森田義昭委員長** 宇治川係長。

**○宇治川信子戸籍年金係長** 戸籍年金係の宇治川と申します。よろしくお願いいたします。

戸籍年金係の決算について説明をさせていただきます。歳入につきまして、決算書の23ページをごらんください。23ページ、中段に戸籍及び住民票等の各種証明書の手数料があります。

次に、25ページをごらんください。下段に国庫補助金として、個人番号カード交付事業関係、続いて27ページに国庫委託金として、中長期在留者住居地等届け出事務委託金、自衛官募集事務委託金、国民年金事務費交付金等があり、33ページをごらんください。33ページの中段に県委託金の人口動態調査交付金等があります。これらについては昨年度とほぼ同額の歳入でございます。

次に、歳出につきましては、内容が昨年と同様の項目は割愛させていただきます。まず、決算書の75ページをごらんください。75ページの戸籍整備事務から76ページ、上段までが個人番号カード交付事務でございます。ほかに行政相談、法律相談、国民年金事務、火葬費補助金などがありますが、全体で人件費を除いて約2,591万円となり、昨年に比べて約255万円の増額となっております。理由といたしまして、決算額で大きな差があるものを説明いたします。

まず、97ページをごらんください。97ページの国民年金事務事業中、システム改修委託料が昨年度に比べて50万円の増額となっております。こちらにつきましては、日本年金機構より電子媒体、CDなのですが、それに週に1回格納されて送付をされる処理結果を住基システムへ取り込むためのシステム改修費でございます。ただし、この費用につきましては、国民年金事務費交付金の対象事業となりますので、国からの交付金を全額受けております。

次に、105ページをごらんください。105ページの火葬費補助事業ですが、こちらにつきましては、昨年度より200万円の増額となっております。こちらにつきましては、補助対象となる板倉町に住所を有する方の死亡数が昨年度の175件から210件に増加したものによるものです。

以上で戸籍年金係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○森田義昭委員長** 根岸係長。

**○根岸信之環境下水道係長** お世話になります。環境下水道係の根岸です。よろしくお願いいたします。

私のほうからまず一般会計の歳入歳出のほうを説明させていただきます。次に特別会計の下水道会計の歳入歳出のほうを説明させていただきたいと思っております。

まず、一般会計の歳入になりますけれども、決算書23ページをお開きください。13款使用料及び手数料の段でございます。2目の衛生手数料ということで55万4,190円となっております。内訳といたしまして、畜犬登録及び狂犬病予防注射の手数料ということで54万3,190円、その下でございますが、一般家庭粗大ごみの収集運搬手数料ということで1万1,000円となっております。

続きまして、26ページをお開きください。14款の国庫支出金になります。こちらは浄化槽設置事業費の交付金といたしまして772万6,000円となっております。

続きまして、30ページ、31ページ目をお開きください。15款の県支出金でございますが、こちらについては浄化槽設置整備事業の転換部分による県の補助金になります。143万9,000円となっております。

続きまして、42ページ目をお開きください。20款の諸収入でございます。雑入でございますけれども、上から中段、下にあります許可証及び従業員証代ということで19万円、その下でございますが、資源ごみの売り上げ代といたしまして293万3,410円となっております。

続きまして、歳出のほうに移りたいと思います。決算書67ページ目をお開きください。2款1項14目の環境保全費でございます。一般経費でございますが、50万5,369円の決算となっております。内訳でございますが、19節、例えば邑楽館林地区クビアカツヤカミキリムシの対策協議会の負担金ということで34万4,100円となっております。二重丸、上から3つ目になります河川・湖沼の水質検査事業費というところで、決算額18万1,596円ということでございますけれども、13節水質検査委託料ということで16万2,864円が主な支出となっております。

続きまして、69ページ目をお開きください。ふるさとづくり費ということでございます。二重丸、下から3つ目になります。住宅用太陽光発電システムの設置費補助事業でございます。30年度につきましては、16件の申請でございます、154万9,000円となっております。

続きまして、103ページ目をお開きください。こちらは環境衛生費になります。二重丸の一番下でございますけれども、犬の登録及び狂犬病予防注射の実施事業でございます、40万8,171円ということで、狂犬病予防の管理システムの委託料ということでございます。

続きまして、107ページ目をお開きください。4款2項1目の清掃総務費でございますけれども、ごみステーションの管理と集団管理収集事業でございます。決算額337万2,445円でございますけれども、主な支出でございますけれども、19節資源ごみ収集回収補助金といたしまして、65件の申請がございまして、91万3,600円です。

その下でございますけれども、ごみステーション管理運営事業補助金といたしまして、119万3,000円ということでございます。

その下になります資源化センター管理運営事業でございますけれども、298万296円ということでございます。主な支出でございますけれども、資源化センターに係ります委託料ということでございます。

二重丸一番下になりますごみ処理委託事業でございますが、決算額といたしまして、1,414万9,893円でございますけれども、ごみ処理に係ります委託料ということでございます。

次のページ、109ページ目をお開きください。広域ごみ処理事業の決算額といたしまして、5,885万5,000円ということでございますけれども、こちらは衛生施設組合の負担金ということでございます。

その下でございますけれども、し尿及び浄化槽汚泥広域処理事業、決算額4,345万2,000円でございますけれども、こちらについても館林衛生施設組合への負担金ということでございます。

続きまして、下水道事業に参ります。緑の冊子の一番後ろになります。下水道事業の決算書8ページ、9ページをお開きください。下水道事業の歳入になります。1款使用料及び手数料ということでございますけれども、こちらは収入済額が6,176万6,181円ということで、主な収入でございますけれども、下水道使用料

ということでございます。

続きまして、一番下にあります4款の繰入金でございますけれども、一般会計よりの繰入金ということでございます。1億2,281万6,000円ということでございます。

次のページ、10ページ、11ページ目をお開きください。5の繰越金でございますけれども、1,303万6,149円は、前年度の繰越金ということでございます。

以上、下水道の収入合計でございますけれども、1億9,762万7,460円ということでございます。

続きまして、歳出のほうを説明させていただきます。12ページ目をお開きください。一番下にあります水質浄化センター費でございますけれども、決算額5,151万3,092円でございますけれども、備考欄、次のページになります15ページでございますけれども、13節維持管理業務委託料ということで、こちらは3,240万円ということでございますけれども、こちらは月島テクノメンテナンスへの水質管理センターの運転管理業務でございます。13節でございますけれども、汚泥処理業務委託でございますけれども、442万7,762円ということでございます。

下水道、歳出合計でございますが、1億7,562万5,433円となっております。

雑駁な説明でございますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○森田義昭委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

荒井委員。

○荒井英世委員 67ページ、邑楽館林地域クビアカツヤカミキリ対策協議会負担金34万4,100円ですけれども、これは均等割と人口割ですか、まず。

○森田義昭委員長 根岸係長。

○根岸信之環境下水道係長 はい、こちらは均等割となっております。

○森田義昭委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 では、その均等割幾らですか。

○森田義昭委員長 根岸係長。

○根岸信之環境下水道係長 均等割、済みません。手持ち資料ちょっとございませんで、後ほどお答えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○荒井英世委員 では、後で。

○森田義昭委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 これは、34万4,100円ということで、負担金としてはかなり大きいほうだと思うのですが、結局この駆除の対策ですけれども、邑楽館林地域のこの対策協議会でやるということだと思っておりますけれども、実際に板倉でこの駆除の関係ですけれども、例えば30年度はどんな形で進められたのでしょうか。

○森田義昭委員長 根岸係長。

○根岸信之環境下水道係長 こちらの協議会で30年度につきましては、2本の木を伐採しております。場所といたしましては、靫谷の薬師堂のところを2本伐採、伐倒ということはしております。そちらにつきましては協議会の負担で実施しております。

○森田義昭委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 では、粕谷で2本、これは邑楽館林全体でいくと、例えばこの板倉町の負担金が34万4,100円ですけれども、全体額というのはどのくらいになるのですか。

○森田義昭委員長 根岸係長。

○根岸信之環境下水道係長 済みません。ちょっと手元に資料がなかったもので。

○荒井英世委員 後でお願いします。

では、結構です。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 お世話になります。お願いします。

決算書104ページから107ページにかけてなのですが、4項1目清掃総務費ということで、当初予算額が5,340万円で、決算額が5,072万5,683円で間違いないかと思えますけれども、清掃総務費。これがごみステーション等の管理云々を含めた104ページが総額が書いてあるやつで、内容的には106、107になるのですけれども、要は当初予算よりも300万円近く決算済額が下がっているわけですから、この300万円、当初予算の見積もりと決算の差で300万円出たのだと思うのですが、その主な要因がわかるようであれば教えていただければと思いますが。わかりますか、質問の意味が。

○森田義昭委員長 根岸係長。

○根岸信之環境下水道係長 全体的に済みません。減額の理由がちょっと思い当たらないので、後ほど調べてご回答できればと思います。

○森田義昭委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 やっていくうちに、30年度多分新規事業ですよ、このごみ収集事業というのは。違いましたっけ。29年でしたっけ、一番最初。

○森田義昭委員長 根岸係長。

○根岸信之環境下水道係長 29年度から始まっております。

○針ヶ谷稔也委員 では、ついでなので、29年度の予算と決算のあれと、30年の予算と決算はどういう部分で、その見積もりと決算で300万円の差が出るのかという部分が明らかになれば、後でよろしくをお願いします。

○森田義昭委員長 根岸係長。

○根岸信之環境下水道係長 済みません。わかりました。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

青木委員。

○青木秀夫委員 では、主要施策の33ページ、戸籍整備事務というところのこの中身をちょっと説明いただきたいのですけれども、33ページの。そこの(2)番の戸籍届け出件数の中のこの中身なのですけれども、この出生数とか死亡数は、これは板倉町に本籍があると、ほかの地域で生まれた子供も板倉町へ届け出るわ

けね。それで、これは124件になるわけ。死亡もそうなのですか。

○宇治川信子戸籍年金係長 そうです。

○青木秀夫委員 そうしますと、実質この板倉で生まれた人、出生数と死亡数ってどのぐらい、実質はどうか、これ。ここに後ろのほうに火葬補助費というのが210件とあるのですけれども、板倉で亡くなった方、いわゆる板倉に住んでいて、亡くなった方が210件で、そのほかの数字は本籍が板倉にあった人ということかな、差額は。269件で。

○森田義昭委員長 宇治川係長。

○宇治川信子戸籍年金係長 火葬費の補助金については、板倉町に住所がある方にお出しをしているので、本籍は板倉町になくても、住所がある方については火葬費の補助金をお出ししています。戸籍の届け出については、板倉町で受け付けをした本籍のある方の数になっております。なので、板倉に本籍がなくとも、板倉に住所がある方については、火葬費補助金のほうでカウントされますし、届け出については板倉町で本籍のない、板倉に住所はあるけれども、本籍がない方というのはカウントされていないです。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 本籍が板倉にあって、板倉に住所のない人っているでしょう。

○宇治川信子戸籍年金係長 本籍があって、板倉に。はい、あります。

○青木秀夫委員 その板倉に住所がなくとも、死亡すると現住所が違って、板倉の本籍に届けるわけね。

○宇治川信子戸籍年金係長 板倉に……。

○青木秀夫委員 自動的に来るのか、届け出なくとも。そのもとの役所から。生まれた子供も、よその地域で生まれても、出生届けすると、親の本籍があるところへ来るわけね。

○宇治川信子戸籍年金係長 そうです。

○青木秀夫委員 本人は生まれたばかりだからあるわけではない。親の本籍があって板倉へ来るわけだ。

○宇治川信子戸籍年金係長 そのとおりでございます。

○青木秀夫委員 そうしますと、この出生数と死亡数って、これ板倉の人の出生数、死亡数、どれだけののですか。

○森田義昭委員長 宇治川係長。

○宇治川信子戸籍年金係長 去年については49名です。

○青木秀夫委員 死亡数は。

○宇治川信子戸籍年金係長 死亡数が、ちょっとお待ちください。調べて後でご報告いたします。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 この269件というのは、本籍のある人ね。板倉町の住民と板倉に本籍がある人が全て延べで269件だ。

○宇治川信子戸籍年金係長 そうです。

○青木秀夫委員 それで、ついでにもう一つ、この欄の枠の中でお聞きしたいのですけれども、この入籍とか、この転籍というのは、これは本籍が板倉にあって、現住所がない人の話なの、これは。

○森田義昭委員長 宇治川係長。

○宇治川信子戸籍年金係長 本籍があって住所がない方、あとは新しく板倉町に本籍を持ってこようとして

いる方が含まれています。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 それは入籍というの。

○宇治川信子戸籍年金係長 転籍です。

○森田義昭委員長 宇治川係長。

○宇治川信子戸籍年金係長 入籍というの、そうですね。筆頭者がいます。その戸籍の筆頭者の中にお子さんなり入ってくる、戸籍の中に入れようとするを入籍といいます。あとは離婚などをして、お父さんの戸籍に子供さんって通常いるのですけれども、離婚をしてお母さんが新しく戸籍を定めます。お父さんの戸籍からお母さんの戸籍に子供を移すことも入籍といいます。

○青木秀夫委員 転籍ではないのだ。入籍というのだ。

○宇治川信子戸籍年金係長 入籍です。転籍というのは家族みんなで本籍を移すことを転籍といいます。

○青木秀夫委員 ああ、なるほど。

○宇治川信子戸籍年金係長 はい。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうすると、戸籍転籍というのは、これは出ていったやつをいうの、入ってきたのと両方とも同じ転籍というの、それ。

○森田義昭委員長 宇治川係長。

○宇治川信子戸籍年金係長 そうです。出ていく人も、入ってくる人も転籍といいます。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうしますと、この転籍の54件というのは、入ってきた家族の分と出ていった家族の分が両方転籍となるの。

○宇治川信子戸籍年金係長 そうです。

○青木秀夫委員 入りと出と両方が入っているわけだ、この中に。

○宇治川信子戸籍年金係長 そうです。

○青木秀夫委員 どっちが多いの、これ。わからないか。

○森田義昭委員長 宇治川係長。

○宇治川信子戸籍年金係長 やっている業務の感じとしては、出ていく人のほうが多い気がします。

○青木秀夫委員 ああ、そう。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 それと、またついでに聞くのだけれども、その一番下のその他というのがあるのだけれども、その他というのはどんなものをこれ、どんな事例のことをその他というの。

○森田義昭委員長 宇治川係長。

○宇治川信子戸籍年金係長 その他につきましては、名字の名前、漢字を「サイ」の字なんか、難しい「サイ」を使っているのだけれども、簡単にしたいとか、そういうもろもろの戸籍の不随する変更だったり。

○青木秀夫委員 名前の変更とか。

○宇治川信子戸籍年金係長 お名前の変更はできますけれども、そういうことではないです。そういうこと

ではないです。お名前を変更するには、家庭裁判所で許可が要るので、それはまた違うのですけれども。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 なかなかいろんな聞きなれない言葉があるので、分籍だとか、転籍だとか、入籍だとかといろいろあるので、ちょっと聞いてみたのですけれども、少しわかりました。少しだけ。ありがとうございました。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにいらっしゃいますか。

今村委員。

○今村好市委員 ちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、住民実態調査というのは、板倉町はしばらくやっていないと思うのですよね。住民実態調査法という制度があるのだと思うのですけれども、実際に住民登録されている人口と、いわゆる住民票は置いておきながら板倉にいないという人もいると思うのですよね。それはなかなか調査していないと、どれくらい差があるかというのはわからないよね。その住民実態調査というのは、国勢調査だと、ここに10月1日現在にいる人は全部入ってしまうのですけれども、また住所を置いておいて、そこに住んでいる。板倉に住所を置いておきながら、学生なんか何年かだから、相当そのまま板倉に置きっ放しで実際は住んでいないという、その実態がなかなかつかめていないと思うのですけれども、そういう調査はやれという指導は余りないのですか。

○森田義昭委員長 宇治川係長。

○宇治川信子戸籍年金係長 指導は余りないですが、来年度国勢調査はあるので、その辺で実態はわかるかなというふうに思います。

○森田義昭委員長 今村委員。

○今村好市委員 国勢調査である程度の差は出てくると思うのですけれども、日雇い労働者みたいなのが板倉は非常に少ないですよね。だから日雇いなんかの労働者で、10月1日現在に板倉にいた人、そこに住んでいる人というのはわかるのですけれども、その辺が実際にきちんとした調査でやっていないとすると、その正確な差はなかなか出てこないのだ、国勢調査だけだと。でも、どれくらい大体概算あるのですか、登録人口と実際の人口の差というのは。100人ぐらいいるのかね。今、板倉の9月1日現在の登録人口というのはどれぐらい。一万五千幾ら。

○森田義昭委員長 宇治川係長。

○宇治川信子戸籍年金係長 1万5,000人はいないです。

○森田義昭委員長 今村委員。

○今村好市委員 意外と住所を置いておいて実際に住んでいないよというのは少ないのですか。

○森田義昭委員長 宇治川係長。

○宇治川信子戸籍年金係長 ただ、東洋大学の学生さんなんかは住所を動かさなくて住まわっている方、ニュータウン地区のアパートなんかは……

○今村好市委員 やはり多いのだ。

○宇治川信子戸籍年金係長 結構いるのではないかと思います。少なくはない。うちの係では、パスポートの申請も受け付けをしているのですけれども、パスポートの申請については、居所ということで、板倉町で

お勤めをしている、または学校に通っているという方については、住所がなくても受け付けをしています。そちらの内容を見ても、居所の特に学生さんなのですが、学生さんって結構多いので、少なくはないのではないかと思います。

○今村好市委員 はい、いいです。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

一巡目はないですか。一巡目でいらっしゃらないですか。

では、青木委員。

○青木秀夫委員 では、せっかく時間も残っていそうなので、参考までにお聞きしたいことがあるのですが、私なんかも時々たまにだけども、本当に住民票とか、そういうのをとることあるのですけれども、そういうときにいつもそういう用紙見て戸惑うのですけれども、戸籍謄本と戸籍抄本、戸籍謄本でも全部謄本と何とか謄本とかと、いろいろ名称がずらっと並んでいるのだよね。これの区分はどういうことなのでしょう。また、ここに戸籍の附票なんてのもあるのだよね、附票。なんていうのもあるので、できたらこの3つだけでも、申請している人は結構ありますから、これ戸籍謄本、除籍謄本というのものもあるのな。それから、謄本、抄本、この附票、この3つの区分のを簡単にわかりやすく説明いただければと思うのですけれども。

○森田義昭委員長 宇治川係長。

○宇治川信子戸籍年金係長 それでは、戸籍謄本についてなのですが、戸籍謄本と一口に言いましても、全部事項証明というのがあります。全部事項証明というのが電算化された横版の戸籍になります。これは、平成改製というので改製がありまして、横版になったのですけれども、今最新バージョンが戸籍の謄本全部事項証明という、電算化されたものです。その電算化される前の戸籍を除籍謄本といたり、改製原戸籍といたりします。改製原戸籍、縦版の昔の手書きの戸籍です。それを除籍謄本といたり、改製原戸籍という、改製原、改める、製図の製に原っぱの原、改製原戸籍とって、縦版の戸籍をいいます。それは謄本といいますので、皆さんが載っているものを謄本といいます。戸籍の抄本、一部事項証明、電算化された個人のを個人事項証明といいます。1人のものが抄本です。全員が載っているものが謄本です。

○青木秀夫委員 聞いて余計わからなくなってしまった。

○宇治川信子戸籍年金係長 古いか新しいかで呼び名が変わります。

戸籍の附票というのは、その本籍地にある戸籍に載っている方の住所の遍歴が載っています。戸籍には住所は載っていませんが、戸籍の附票にはその方なりの住所を動かした住所地が全部載っています。なので、使い方としては板倉町に本籍がある方が町内にお嫁に行きました。お嫁に行く前に買った自動車を名義変更したいですといった場合なんか、最初に買ったときの住所が知りたいのだというお話などで戸籍の附票をとっていかれる方が多いです。よろしいでしょうか。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうしますと、よく私も窓口で聞くのですけれども、どっちでもいいのですよとかとよく言われるのです、使用目的。戸籍謄本、戸籍抄本、これは使用する場合、何に使うのですかとした場合に、何に使うのですよといったときに、使用目的がどっちでもいいのですよと言われるのですけれども、これは

別に使用目的によって謄本でなければいけないよとか、抄本でなければいけないよと、そういうことはないみたいなのですが、それはそういうことなのですか。

○森田義昭委員長 宇治川係長。

○宇治川信子戸籍年金係長 提出する先によります。例えば先ほど申しあげましたパスポートなどのお話を例に出させていただくと、板倉町ではお一人様だけのパスポートをとる際には戸籍の抄本お一人のものだけでいいですということでご案内をしておりますし、群馬県内もそのようなことでいいということで運用しているのですけれども、市町村によっては皆さんが載っている戸籍の謄本を持ってきてくださいというふうにご案内する市町村もあります。なので、そこはちょっと使い方によってまちまちなのかなと思います。

ただ、国で医療の関係なんかで、続柄がわからなくてとか、親子関係がわからなくてというふうにならないような申請をする場合には、謄本ということで、戸籍の謄本を持ってきてくださいというご案内がされているので、そういった場合には抄本では用が足りないの、謄本をこちらのほうもお出しをしています。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうすると戸籍謄本というのをとって持っていくと、何の目的にも使用できるということで、一応戸籍謄本持っていけば、大体何でも間に合うということなのですかね。

○森田義昭委員長 宇治川係長。

○宇治川信子戸籍年金係長 はい、そのとおりです。

○青木秀夫委員 はい、いいです。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかに。

荒井委員。

○荒井英世委員 成果のほうの39ページ、犬猫等動物死体処理事業とありますね。一応30年度、犬がゼロ、猫が63匹、その他野生動物87匹ということですが、この猫の関係ですが、最近野良猫の関係で、ある場所では野良猫が多過ぎて、いろんなふんとか尿でしたっけ、何かいろんな困っているというところがあるのですけれども、最近その地域で猫の対策でしたっけ、課長、ありましたよね。ちょっとそれを説明してくれますか。

○森田義昭委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩住民環境課長 最近の話になりますけれども、いわゆる野良猫というのが増えて困っているというような状況の中で、地域猫というような形で、その野良猫を集めて、いわゆる不妊・避妊手術、雄ですと去勢とか、そういったところもあるのですけれども、そういったものに取り組んで、それ以上猫が増えないようにするという取り組みが県内少しずつ増えているというような状況になっているところがございます。いわゆる保健所に連れていかれて、そのまま殺処分ですとのびないというようなところから、猫の愛好家というか、飼っている方がまとまって、そういった対応を行っている。それについては去勢費の一部補助等、そういったものもあるというようなところで取り組んでいる地域が県内あちこちで出てきているというような状況があります。

○森田義昭委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 その地域猫の関係ですが、板倉町ではこれからですよ。それで、今、去勢とか、

そういった要するにやるということですが、その補助関係ですが、例えば去勢でしたら、2万円ぐらいでしたっけ、1匹。そうするとその何%かな、何割ぐらい今の段階で補助がきくのですか。

○森田義昭委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩住民環境課長 まだ板倉で取り組みのほうを行っていないというようなところで、ほかのところを市町村のほうを聞きますと、手術費用の100%、これが補助出ているというようなところも聞いております。ただ、全部が全部調べている状況ではございませんので、ちょっともう板倉にもそういった申し出が今来ているというような状況もありまして、現在そのやっている実施団体、ちょっと近隣の市町村で先行してやっているところありますので、今調査をしているという状況ですので、どのくらい補助になるかというのはちょっと今調査中というところでご了解をお願いしたいと思います。

○森田義昭委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、その申請の方法とか、手続というのはこれからいろんな先進地を調査して、これから周知するという形ですね。

○森田義昭委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩住民環境課長 はい。現在調査をして、どういった形がいいのか、まず取り組みを行うのがいいのか、そういったところもちょっと近隣の自治体、明和さんだとか、千代田さん、邑楽さん、そういったところにも声をかけて、これから進めていこうというような状況にはなっております。

○森田義昭委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 主要施策の35ページで、住民基本台帳の並びになるのだと思いますけれども、35ページの(5)番の外国人住民関係ということで、表が載せられてあるのですけれども、これは参考に30年度の数値なので、30年度の何月時点の数値という形かわかりますか。

○森田義昭委員長 宇治川係長。

○宇治川信子戸籍年金係長 30年度については、3月31日で締めているものなので、調べた、抽出した……

○針ヶ谷稔也委員 31年。

○宇治川信子戸籍年金係長 31年。

○針ヶ谷稔也委員 違う、違う。この数字ですね。

○宇治川信子戸籍年金係長 この数字をいつで抽出したかということですか。

○森田義昭委員長 宇治川係長。

○宇治川信子戸籍年金係長 5月1日で抽出をかけています。

○針ヶ谷稔也委員 30年、31年。

○宇治川信子戸籍年金係長 そうです。31年5月です。30年4月1日から31年3月31日までということで抽出をかけて出した数がこちらの数になります。

○森田義昭委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 これ延べと言うよりも、その3月31日抽出時に住民票があるのですか。どういうあれで抽出がかかっているのでしょうか。

○森田義昭委員長 宇治川係長。

○宇治川信子戸籍年金係長 住民登録がある外国人の方です。

○森田義昭委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 全部把握できている部分もあるかと思うのですけれども、公に企業の労働力として研修制度云々で来た場合には、住民登録をさせていただいているというのが基本的な考え方と思ってよろしいですか。

○森田義昭委員長 宇治川係長。

○宇治川信子戸籍年金係長 はい、そのとおりです。

○森田義昭委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ベトナムから始まって、さっきの青木さんの質問ではないですが、その他というものもあるので、大体266人で、研修だと3年とか、3カ月とかという期間で1回国に帰るといのはあるかと思うのですけれども、ここの人たちというのは、そういう縛りというものもまちまちなのですか。

○森田義昭委員長 宇治川係長。

○宇治川信子戸籍年金係長 技能実習ということで、これまであった外国人制度の中で、日本のほうに来日される方については、町内企業に入られる方は大体1年在留期限を設けてあって、その後また更新をしてということで2年の方もいらっしゃいますし、それはまちまちで、2年あるけれども、1年で帰ってしまう人もいますし、まちまちなのですけれども。

○森田義昭委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 課長ともごみの件で、外国人、アパート居住の外国人の対応ということで、説明を徹底しても出入りがあるので、なかなかその内容が浸透しないというようなお話をした経緯があったものですから、どの辺、どれぐらいのスパンでこの出入りがあるのかなという部分と、ぶっちゃけな話、ここの中に捉えていない外国人もやはり板倉の町の中というのは相当数いるのですか。

○森田義昭委員長 宇治川係長。

○宇治川信子戸籍年金係長 私は、戸籍年金係なので、うちに住民登録していない方はいないと思っているのですが、ごみの関係なんかで不法投棄をされました。そして、アパートの住所が書いてあります。確かに板倉町のアパートです。ただ、住民登録上はいらっしゃらない外国人の方というのは確かにいらっしゃいます。

○森田義昭委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 そういったところが対応を難しくさせているのかなと思うのですけれども、どこまで課のほうで取り組めば100点がもらえるかというのは非常に難しいところかなと思うのですけれども、でもその外国人居住を把握していくのがこれ課の仕事になってくるのかなと思うのです。

よく最近メディアで流れているのが大規模災害時に避難の方法ですとか、避難場所あるいは避難してからの物資の提供の仕方云々のその外国語のパンフレットでというような自治体もいらっしゃるというようなことで、外国人対応が叫ばれている部分、近くですと大泉町と邑楽町もそうでしたっけね。千代田もつくったとかと言っていましたよね。板倉町が266人に対して、板倉町もつくっているのですか、外国人向けのそういうパンフレットというのは、それは把握していますか。

○森田義昭委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩住民環境課長 まず、ごみ出しのパンフレット等については、何カ国語かで、ポルトガル語、英

語、中国語、ベトナム語かな、ではつくってありますが、災害時の対応、そういったものについてはまだそこまでの多国語のものはないかなと思います。今後の総務のほうとも協議しながら、外国人の転入等が多くなってくれば、そういったところも提案のほうをしていくのも一つのこれからの課題かなというふうには考えております。

それと、もう一つ、実際に転入された外国人に対しての啓蒙普及というところでございますが、環境のほうの業務としまして、住所がある、ないにかかわらず、会社で働いている外国人、こちらを対象にごみの出し方の講習会のほうを行っております。これは、もう過去何回か定期的に研修のほうを行っております。また、この間役場でアパート経営者それぞれ地元の区長さん、ここにいらっしゃる議員さんたちにもちょっと立ち会っていただきまして、会議のほうを持ちました。その席上で一応今度はアパート等に住所がある外国人も地域で集めて説明会のほうをするのも一つではないかというご意見もございました。そういったところも新たに組みのほうをしながら、実際に働いている会社でも説明会をする、住んでいるところでも説明会をする。こういったところを徹底的に、定期的にやることによって、定期的に変わる転入してくる外国人に対してその一定の周知、啓蒙を行っていくことで、ごみの環境のよくなるような方向へ持っていくというようなことも必要ではないかなということで、今後各担当係ともそういったところを念頭に対策のほうを実施していければというふうには考えているところでございます。

○森田義昭委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 この4月から外国人の労働条件も変わりました、技能研修ではなくて、3年でしたっけ、1単位で就業できるようなことになると、定住化が進んでくるのかなと思いますので、その辺がさらにちょっと努力していくというのですか、環境課の仕事が増えてくるのかなと思いますので、洪水という、やはり津波は心配ないと思うのですけれども、洪水ですとか、地震ですとかと、有事の際にやはり被害者を出さないというのは行政としての第一目標だと思っておりますので、その辺の難しさも出てくるのかなと思っておりますので、ぜひこつこつと頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

延山委員。

○延山宗一委員 主要事業施策の中の38ページにあるのですけれども、工場排水の水質検査の関係なのですが、町内企業5カ所、年1回、今8項目にわたって調べていますよね。そうすると当然時期的な問題もあれば、工場の数によっても汚染度合いも違ってくるのかなとは思っているのですけれども、現在5カ所というのはどこをやっていますか。

○森田義昭委員長 根岸係長。

○根岸信之環境下水道係長 排水の水質検査でございますけれども、町内5カ所ということでございますけれども、5カ所、主に富士食品と末広電器、長谷川香料、イートアンドと第一石鹸のほうの排水に関しまして、水質のほうの調査を行っております。

○森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 そうすると、幹線堀を主として水を調べているということかな。そのほか、また大きな河

川もあるかなというか、矢田川にしても、鶴生田川も当然出てくるかと思うのですけれども、それ今回5カ所、今言われた以外は工場排水は流していないということに受けとめてよろしいですか。

○森田義昭委員長 根岸係長。

○根岸信之環境下水道係長 板倉町町内ということで考えまして、今の5事業者ということで考えています。あと、谷田川とか1級河川、幹線堀も1級河川なのですけれども、そのほかについては流れていないということで調べておりません。

○森田義昭委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩住民環境課長 補足になりますけれども、主要河川ということで、そのほかに河川・湖沼の水質調査というところで、板倉川、谷田川、河川は4カ所になりますけれども、年4回、7項目、湖沼、沼等については5カ所で、年2回、3項目の調査というのは実施はいたしております。

○森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 その検査は理解できます。今まで工場排水の中のこの調べた結果の8項目を調べた中で、基準値より数字が出ているという会社は。

○森田義昭委員長 根岸係長。

○根岸信之環境下水道係長 ここ最近ではないのですけれども、平成25年度になりますか、富士食品のところで大腸菌のほうで2,300ということで基準よりオーバーした数値が出ております。現在のところは今の段階では基準値でオーバーしているところはございません。

○森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 特に今、産業団地、食品工場もあり、いろんな会社の中から雑排も含めてもそうなのですけれども、幹線堀に流しているということなのです。この項目が8項目を調べるということで、それぞれの会社、富士食品なら富士食品の出すその汚染の物質、またイートアンドはイートアンドで出すものの物質そのもの、また洗濯だとか、いろんなもので会社によって排出する排水というのが当然変わってくるのだと思うのです。ずっと前々からですか、この8項目というのを調べていると。ということは、その8項目だけでいいのかなと、違う意味での汚染の物質もあるのかなと心配もするのですけれども、それにかかわってはどうかのですか。

○森田義昭委員長 根岸係長。

○根岸信之環境下水道係長 それに関しましては、ちょっと待ってください。済みません。それぞれ法律にのっとってその項目を実施しておりますので、その辺8項目、7項目、3項目ということで一応調べております。

○森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 産業団地、今言うように、だんだん、だんだん工場も増えてきますね。当然今出してくる、今言ったように、出すもの変わってくると思うのです。ですから、基準がこの項目をやっていただければいいのだよというような国の指針が出ているのですか、それだけでいいというようなことで。

○森田義昭委員長 根岸係長。

○根岸信之環境下水道係長 業者も産業団地についても排出する処理水というのですか、その基準も決まっておりますので、それについて出されたものについての私らこの項目というものを調べればよいということ

になっております。また、出すほうにも水質のその検査等の制約が出てきますけれども。

○森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 というのは、過日富士食品が次亜塩素酸ナトリウムと塩酸と混じったということで化学変化を起こして被害出ましたよね。そうすると当然当初で予期しないものが出てくる。それが流れていく。その富士食品の説明によると、それを全部薄めて流したと、要するに希釈をして、掃除をして、その汚染された液体を出したのだということなのですからけれども、ややもするとそういうものが流されるという心配もあり得るということなのです。

ですから、ただ、今までの項目の中の検査だけでいいのかなという気もするのですけれども、たまたま今回例外としてなのですからけれども、当然そういうのが出てくるのかな。だから、よほどどれだけの有毒性のもので出されたということも、それもやはりわからないのです。結局11町を全て富士食品が買い取ると、全部処理する、わらまで処理するということなのですからよね。そうすると当然その心配をなくすために、わらまで搬出をするということなのですからけれども、土にそれだけ汚染物質が残っていくか。川にそれが流れているのかなということもなきにしもあらずという心配もされるということなのですからけれども、そういうものもあるということ踏まえた中で、当然この水質の検査、工場排水の水質の検査ということも視野に入れたら、もう少し具体的に対応をするものもマニュアルがなくてはならないのかなと思うのですけれども、それについて課長、どうですか。

○森田義昭委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩住民環境課長 議員さん、ただいまのお話、ご指摘でございます。確かにいわゆる基本的に工場から出るものについては、もう水質の基準というのがありまして、これはクリアしてくださいよということで、それがまず第一になっております。また、排出される側もそういったものがちゃんと守られているか、こういったのを年に何回か項目を設けて調査のほうをしているというような状況でございます。ただし、やはり先ほどもお話がありましたように、その範囲の中であり得ないようなもの等についても、実際に現実起こる可能性もあるというようなことも事実でございます。

また、いわゆる富栄養化ということで、水が少ないことによって、バクテリアが猛繁殖して、それが酸素不足で死ぬことによって、異様なにおい、ちょっとどぶ臭いというような、簡単に言いますと、どぶ臭いようなにおいになってしまうのですけれども、そういったものも現実、実際においとして出てきているというような状況もございます。ということでございますので、いわゆる基準のものだけではなくて、こういったものが影響するのか、視覚、臭覚、こういったところでこういった影響が出るのかということも今後は検討しながら、そういった項目も改めて追加して、基準にはないのですけれども、さらに多く項目として入れていくということも今後検討していかなくてはならない項目かなと思います。実際今のところこの間の事故等については、水質のほうも東部環境事務所のほうに調査のほうをしてもらったり、土壌等についても分析のほうを行ったりというようなことを行っております。その中で残留性が残る物等出てくるようであれば、そういったところも必ず今後は調査をしていかなくてはならない項目に加えるなど、そういった検討を行うべき時期に来ているのではないかなというふうには考えております。

○森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 今言ったように、より早急にその対応をできるような状況をつくっておくべきだと思う。

当然費用もかかるものですよ。だから、費用についてはやはりそういう事件が発生した。その費用については、その当事者が負担するとかと、やはりきちんとしたものができていないと、いや、町の予算の中でやるなんていうと、なかなかまたできないということになってしまう。ですから、そういうたまたま今回の事故を一つの例として、まだ出てくる可能性もあるということ踏まえた中で、しっかりと対応できるような状況をつくっておいていただきたいと思います。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

亀井委員。

○亀井伝吉委員 亀井です。よろしくお願いします。

今、水質のことでお話がありましたので、大学の裏の北池なのですが、そこは調査の対象に入っているのでしょうか。

○森田義昭委員長 根岸係長。

○根岸信之環境下水道係長 はい、湖沼ということで入っております。

○森田義昭委員長 亀井委員。

○亀井伝吉委員 この間、北池に魚がかなり浮いて、土木さんで片づけたらしいのですけれども、原因は酸素不足なのか、水質が悪いのか、聞いていますでしょうか。

○森田義昭委員長 根岸係長。

○根岸信之環境下水道係長 実際の池の管理は館林土木事務所でありまして、原因というのは聞いていないのですけれども、館林土木事務所の見解といたしましては、台風を想定して水を抜いておいたのが、水かさを減らしておいた。水が減って、空気が少なくなって魚が死んだという見解を聞いております。水質調査等は行ってないそうなので、原因というのはそんな程度で聞いております。

○森田義昭委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩住民環境課長 済みません。補足になります。

その関係につきましては、先ほど申し上げましたように、台風の対策として何段階かに分けて池の水を抜いたと。その都度要は水の量が減って、いわゆる酸素不足になって、あそこにアオコがあったのですけれども、これが天気が非常に高温だったこともありまして、異常発生をしたと。ちょっと見ると確かにもう底ぎりぎり、アオコが死ぬと、ライトブルーの油っぽいような光になるのですけれども、そういうのが非常に見えて、においもかなりきつかったというのがあります。実際私もそこに行きまして、水のほうを採取してきました。水質浄化センターのほうに行って、そちらの浄化センターの職員のほうにちょっとお手伝いをしてもらいまして、正式ではないのですけれども、これは何かなということで見てもらいましたら、アオコだということで結論のほうは出たのですけれども、これが大量に死んでしまったと。結局そのアオコが大量に発生したことによって、魚のほうも酸素不足になって浮いてしまったというような状況があって、それプラスその死臭とアオコの死臭とというところで、かなりきつかったような状況があります。

ただ、その後、日曜日に台風が来た後、月曜日に池の水が上がったのですけれども、そのときにはもうアオコも何もなくなって、非常ににおいもしなかったというような状況はあるのですが、やはり臨機応変にすぐ行って、何が原因なのかというのは調べてみなくてはならないのではないかなというふうに思っております。

す。

○森田義昭委員長 亀井委員。

○亀井伝吉委員 災害対策で早く水をかえたらいいかと思うのですけれども、たまに魚釣りに来る人もいますので、その辺も考えて、そういう水かえの対策もやっていただきたいと思います。異常がないということで安心しました。

以上です。

○森田義昭委員長 市川委員。

○市川初江委員 主要施策の38ページの丸で上から6番目、上から6番目の合併処理浄化槽の点なのですが、もうこれは予算が約900万円ぐらいとってありまして、80万円ぐらいしか、これは昨年だと思うのですけれども、使っていないということです。このエコ浄化槽の補助金事業は、やはり衛生上、とても町にとって大切な事業であると思いますので、もうちょっと周知の強化とか、そんなものをしていただきたいなとちょっと思っております。これは、ちょっと見ますと、表を。38件、もちろん5人槽が多いのですけれども、あるわけなのですが、毎年平均するとどのぐらいの件数があるのか、わかったらちょっと教えていただきたいのですけれども。

○森田義昭委員長 根岸係長。

○根岸信之環境下水道係長 昨年度につきましては、この書いてあるとおりの38件でございました。その前の年ですけれども、その前につきましては51件の申請でございました。

○森田義昭委員長 市川委員。

○市川初江委員 あるときは51件とかあるわけですね。予算が結構とってありますので、町のほうとしてもたくさんのおうちに浄化槽にかえていただきたいというものがあるのだと思うのですけれども、大分毎年毎年やっておりますので、町としては残りの件数はどのぐらいか把握しているのでしょうか。

○森田義昭委員長 根岸係長。

○根岸信之環境下水道係長 くみ取り世帯といたしまして461世帯ございます。あと、また単独浄化槽といたしまして、1,177世帯と把握しております。が残っているということでございます。

○森田義昭委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩住民環境課長 補足説明になります。

浄化槽の関係でございますが、今、係長説明しましたとおり、平成28年は50基、29年は35基、27年は48基ということで、30年は38基というところなのですが、この中で表示されておりますエコという表示があるのですが、このエコというのは、いわゆる新設の場合の補助、昔あった単独浄化槽を合併浄化槽にする転換という補助、その中でさらに追加をして、撤去費用を補助しようという対象がエコというようなところになってくるのですが、その中の数字ということで見ていただければというふうに思いますので、実際80万円しか使っていないというのは、そのエコというものの対象に対しての使用されたものということで、数字のほうを理解をしていただければというふうに思います。

それと、先ほどのパーセントというところでございます。実際に合併浄化槽が63.2%板倉町ですと占めております。公共下水道が16.4%ということで、おおむね80%が合併浄化槽、公共下水道ということになっておりますので、残りがいわゆる単独浄化槽、くみ取りということで、20%がそういった状況になっておりま

す。早くこういったものを合併浄化槽のほうにかえていければということで、今後取り組みのほうを進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。世帯数にしますと、くみ取り世帯が約460世帯、単独浄化槽世帯が1,200世帯まだ残っているというような状況になっております。

○森田義昭委員長 市川委員。

○市川初江委員 川のやはり汚染なども先ほど延山委員さんがお話し申し上げましたけれども、それにやはりつながっていくと思いますので、周知のほうをしっかりとやって、一件でも多く、早く100%になっていくような方向でお願いしたいと思いますので、ありがとうございました。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

青木委員。

○青木秀夫委員 下水道会計のほうをちょっとお聞きしたいのですけれども、下水道会計の歳入のほうで、8ページ、9ページ、これを見ますと30年度に収入済額に6,170万円ほどになって、これ前年に比べると、大分増えたのですか、1,000万円ぐらい。

○森田義昭委員長 根岸係長。

○根岸信之環境下水道係長 そうですね。産業団地の進出による増が見込まれております。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうすると、この1,000万円ぐらい増えたのは、産業団地のどこかの企業が大口の人がその下水を、水を使うようになったということなのですか。

○森田義昭委員長 根岸係長。

○根岸信之環境下水道係長 29年の途中になりますか、パルシステムのほうが入ったということで、そちらのほうが大口径といいますか、増えた要因となっております。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 パルシステムは、では全部下水へ流しているわけだ、水道の水を。結局あそこは1,000万円ぐらいの下水処理料を払っているということですか。

○森田義昭委員長 根岸係長。

○根岸信之環境下水道係長 パルシステムにつきましては、水道量、水道のメーターで使っているそのほかに流しているということで、プラスパルシステムのほうからこのぐらい流しましたよという、こちらのほうに提出を受けて、その量もプラスして下水道の料金を算出しております。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうするとパルシステムは、その水道水だけではなく、地下水もくみ上げているのですか。その地下水もくみ上げたのを下水処理場に流しているということですか。

○森田義昭委員長 根岸係長。

○根岸信之環境下水道係長 はい、そのようになります。

○青木秀夫委員 ああ、そう。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 ああいう大口が来ると、下水料金も上がるのだけれども、なかなかあそこへ来た企業も水

道の水使ってくれないらしくて、でもこれからはそういう多少水を使う業種の人が出てくるのかね。今度はあそこへ塗装工場なんていうのができるみたいだけれども、ああいうところは水使うのかね。わからないですか。

○根岸信之環境下水道係長 済みません。

○青木秀夫委員 いや、下水処理場の前に工事始まったのだよ、何とか塗装とかとあって、そういう会社が今工事始まったのだけれども、なかなかこの水道の水使ってくれないというので、みんな困っているのだよね。皆さんが水道の水使えば、それを下水へ流せば、下水処理料に上がってくるのだけれども、なかなか1軒のうちができたぐらいでは、売り上げ、売り上げと言ってはおかしいけれども、処理料といったって、どうだろう、1軒のうちだと5万円もいかないよね、個人のうちだと。今まで東洋大学が一番大口で使っていたのしょうけれども、では今度は一番がパルシステムが下水処理料金を払ってくれているわけだな。

○森田義昭委員長 根岸係長。

○根岸信之環境下水道係長 はい、今、一番大口がその業者ということになっております。

○青木秀夫委員 はい、わかりました。

○森田義昭委員長 ほかにございませんか。

宇治川係長。

○宇治川信子戸籍年金係長 済みません。申しわけありません。

先ほど青木委員のほうから質問をいただきました平成30年度の死亡者数なのですけれども、こちらの数が231名、住民基本台帳上、231名の死亡。

○青木秀夫委員 板倉町だ。

○宇治川信子戸籍年金係長 板倉町です。平成30年4月1日から平成31年3月31日までで。

[何事か言う人あり]

○宇治川信子戸籍年金係長 先ほど49とお話したのですけれども、こちらは出生49とお話をしたのですが、これ届け出数でして、ごめんなさい。うちのほうに手持ちにある資料が異動者数ということで、住民票を異動した数を申し上げさせていただきますと、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに異動があった数ということで、出生が55名、死亡が231名ということで、住民票の異動のほうをしております。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうするとこの決算書に火葬補助費というのが210というのは、どういのですか、これは。210件。

○森田義昭委員長 宇治川係長。

○宇治川信子戸籍年金係長 210件というのが3月31日で申し込みがあった。だから210件というのは、亡くなっているのだけれども、先に申し込みがあった人、3月中に申し込みがあった人の数です。

○青木秀夫委員 ああ、なるほど。ずれがあるわけだ。

○宇治川信子戸籍年金係長 ずれが。

○青木秀夫委員 なるほど。申し込みしていないということだ。

○宇治川信子戸籍年金係長 そうですね。

○青木秀夫委員 遅れて来る人がいるわけだね。

○宇治川信子戸籍年金係長　そうです、そうです。火葬費の場合は申請日で取りまとめをしているので。

○青木秀夫委員　なるほど。

○宇治川信子戸籍年金係長　はい。もし足りなかった分については、新年度に繰り越して、新年度、31年度予算で3月中に亡くなった方の分をお支払いもしています。

○青木秀夫委員　ああ、そういうことね。

○宇治川信子戸籍年金係長　はい。

○青木秀夫委員　はい、わかりました。

○森田義昭委員長　よろしいですか。

慎重なご審査ありがとうございました。

以上で住民環境課関係の審査を終了いたします。ありがとうございました。

15分休憩で、35分から始めます。

休 憩　　(午後 2時21分)

---

再 開　　(午後 2時35分)

○森田義昭委員長　それでは、再開いたします。

続いて、会計課関係の審査を行います。

会計課からの説明をお願いいたします。

多田課長。

○多田 孝会計管理者兼会計課長　お世話になります。会計課所管業務の平成30年度決算についての概要をご説明申し上げたいと思います。よろしくご説明申し上げます。

皆さんご案内のとおり、会計課の業務につきましては、思考を伴わないものであり、主体的判断に基づく業務はございません。一定のルールに基づきまして正確に処理を行うものという業務になってございます。

それでは、私のほうから概要ということで決算について、まず歳入につきましては、歳計現金、預金利子収入のみで、前年度比微増の1万3,366円の歳入がございました。

次に、歳出につきましては、前年度比4万9,851円の減額になりまして、59万5,899円の歳出でございました。詳細につきましては、決算書に基づきまして、係長よりご説明を申し上げますので、よろしくご審査をお願いいたします。

○森田義昭委員長　小野田係長。

○小野田浩靖会計係長　会計課の小野田と申します。よろしくご説明申し上げます。

それでは、決算書に基づきまして説明をさせていただきますと思います。

まず、歳入になりますが、決算書の40ページ、41ページをお開きいただきたいと思いますが、上段になりますが、20款2項1目の町預金利子でございます。備考欄にございますとおり、歳計現金預金利子収入といたしまして1万3,366円で、前年度に比べ4,319円の増となりました。

次に、歳出でござりますが、決算書の54ページ、55ページの一番下から56ページ、57ページの上段をごらんいただきたいと思いますが、2款でござりますが、総務費、1項4目の会計管理費でござります。事業全体の歳出額は59万5,899円で、前年度に比べまして4万9,851円の減額となっております。

決算書の57ページ、上段の備考をごらんいただきたいと思います。まず、11節需用費の消耗品でございますが、2万9,387円ですが、前年度に比べまして1,594円の減額となっております。

次に、印刷製本費でございますが、3万1,860円で、前年度に比べまして9万9,360円の減額となっております。これは、決算書105部の製本費でありまして、前年度と同額となっております。前年度におきまして、収入日計表100冊の印刷、それで5万760円及び公金収入集計表50冊の印刷製本費4万8,600円、計9万9,360円を支出しております。30年度におきましては、決算書以外の印刷製本費はございませんでした。

次に、12節の役務費の手数料ですが、これは銀行等に支払う口座振りかえ手数料で、53万4,652円を支出して、前年度に比べまして5万3,023円の増額となっております。

以上、会計課所管の決算につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のほどをお願いします。

○森田義昭委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木委員。

○青木秀夫委員 口座振りかえ率というのは、これは全体の何割ぐらいあるのですか。

○森田義昭委員長 多田課長。

○多田 孝会計管理者兼会計課長 口座振りかえが何件あるかという数字は、私ども会計課は捉えておりませんので、ちょっとお答えができません。税務課のほうになろうかと思います。

○青木秀夫委員 そっちか。はい、ではいいです。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

それでは、以上で会計課の関係の審査を終了いたします。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして税務課の関係の審査を行います。

税務課からの説明をお願いいたします。

丸山課長。

○丸山英幸税務課長 お世話になります。それでは、平成30年度の税務課関係の決算につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、私のほうから概要等につきましてご説明をさせていただきます。その後、各係長より説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、ちょっと飛びますが、決算書の182ページと183ページをお開き願えればと思います。こちらのページにつきましては、平成29年度と平成30年度の款別の決算額を比較した表となっております。1の町税のところですが、平成29年度の決算額と平成30年度の決算額を比較しますと、予算現額におきましては約5,200万円の増、調定額については約3,200万円の増、収入済額では約3,800万円ほどの増となっております。

次のページになりますけれども、不納欠損につきましては、こちらのほう若干増え、300万円ほど増加しておりますけれども、その隣の収入未済額、こちらにつきましては約1,000万円ほど圧縮しております。したがって、翌年度以降の滞納繰越額が減少するということとなります。

収入歩合のほうの表の真ん中にあります調定対の率では、本年度は97.2%となりまして、前年と比較しますと0.4%収納率が向上しているという結果となっております。

歳入につきましての概要につきましては、以上とさせていただきます、歳出につきましては、私のほうからの説明は省略をさせていただきます、各係長のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○森田義昭委員長 川部係長。

○川部昌弘住民税係長 それでは、住民税係の川部と申します。よろしくお願いいたします。私のほうから住民税係の決算内容のほうを説明させていただきます。

まず、歳入のほうから説明いたします。ページ番号、決算書の12ページ、13ページをよろしくお願いいたします。それでは、住民税のほうです。1款町税、1項町民税、1目個人の現年度課税分の収入済額です。13ページの上から4段目のところになります収入済額です。こちらのほうが収入済額のほうが7億4,083万67円となりまして、前年と比べまして2.8%の増となりました。要因につきましては、給与所得のほうが増加したものでございます。

続きまして、法人のほうに移らせていただきます。2目の法人のほうです。下の段になりまして、先ほどの3段下になります。法人の現年度課税分の収入済額でございますが、1億5,922万3,400円となりまして、前年と比べほぼ同額で、0.1%の微増となりました。製造業のほうが好調のようでした。

続きまして、3項軽自動車税、1目軽自動車税、現年度課税分の収入済額でございます。こちらのほうが下から2段目の段になります。こちらのほうの金額のほうですが、4,981万5,600円となりまして、前年と比べ3.3%の増となりました。要因につきましては、軽自動車の新規登録台数が増えたものでございます。

続きまして、町たばこ税でございます。次のページ、14、15ページのほうをごらんください。上から2段目になります。15ページの上から2段目です。町たばこ税の現年度課税分の収入済額でございますが、7,568万1,112円となりました。前年と比べまして、10.7%の減となっております。要因としましては、たばこ税の増税と加熱式たばこの影響があるものと考えられます。

続きまして、歳出のほうの説明をさせていただきます。ページ番号のほうは70ページ、71ページのほうをよろしくごらんくださいませ。70ページが一番下、2款2項2目の賦課徴収のところでございます。一番右の備考欄のところに町県民税賦課業務ということで914万6,016円を支出しております。主なものになりますが、次のページ、72ページ、73ページの備考欄のところにあるのですが、主に委託料とシステム料の支出となっております。住民税の計算、税額通知書及び納付書を作成するための住民税の事務電算委託料として651万247円、また法人等の納税者がインターネットを利用して申告手続を行うための地方税申告支援サービスの利用としまして186万6,240円を支出しております。

続きまして、軽自動車税の賦課業務の支出についてご説明します。こちらのほうも上から二重丸のところの5番目のところになりまして、軽自動車税賦課業務のところでございます。こちらにつきましても、電算関係の業務がほぼ支出となっております。額につきましては、前年とほぼ同額となっております。

以上で住民税のほうの説明を終わらせていただきます。

○森田義昭委員長 青木係長。

○青木小百合資産税係長 お世話になります。資産税係の青木と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうからは固定資産税関係につきましてご説明させていただきます。

まず、歳入のほうからご説明させていただきます。決算書の12、13ページをお願いいたします。ページ中

ほどになりますけれども、1款2項1目1節の固定資産税現年度課税分でございます。調定額10億4,675万8,900円に対しまして、収入済額は10億3,636万5,260円となりました。収入済額につきましては、前年度比で3%増となります3,065万9,515円の増額となっております。こちらの主な要因といたしましては、泉野産業用地への進出や追加取得及び償却資産の増加に伴う増額になります。

次に、2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金についてでございます。調定額及び収入済額ともに8,452万5,500円でございます。前年度比で3.6%の減でございます。こちらにつきましては、渡良瀬遊水地及び群馬県企業局が設置しております太陽光発電設備の減価償却による減となっております。

続きまして、歳出のご説明に移らせていただきます。決算書の72、73ページをお願いいたします。説明のほうは73ページ、備考欄の各業務の主要な部分のみとさせていただきます。上段部にございます二重丸の固定資産税賦課業務184万63円です。主なものといたしましては、固定資産税事務電算処理委託料157万6,595円でございます。業務の内容といたしましては、固定資産税の納税通知書及び納付書の作成費用、償却資産申告書の作成費用、それから調査報告書類の作成に係る費用でございます。

その下の二重丸の評価がえ業務37万4,025円ですが、標準地の時点修正鑑定委託料に係る費用でございます。平成31年度の評価において活用いたします標準宅地104地点の平成29年7月1日現在における鑑定価格から平成30年7月1日までの価格の変動の調査を行った費用でございます。

次の二重丸の課税客体管理業務312万1,816円でございます。主な業務といたしましては、課税客体調査業務委託料の238万6,800円でございます。業務内容につきましては、毎年度行っております土地及び家屋の経年異動修正に係る費用となっております。

その下の家屋評価システム26万8,056円です。こちらは家屋の評価計算を行うためのシステム使用料と保守料でありまして、昨年と同額となっております。

簡単ではございますが、資産税係につきましては、以上になります。よろしくをお願いいたします。

○森田義昭委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 収税係、長谷見です。

ちょっと決算書では見づらいので、主要施策の成果、そちらのほうの31ページお聞きいただければと思います。31ページ、上段の表、合計欄、こちらをごらんいただければと思います。

まず、歳入になりますけれども、町税全体につきましては、冒頭課長から概要説明をさせていただきました。また、各課税係長から現年度課税分については説明をさせていただきましたので、私につきましては、滞納繰越分、29年度以前分の分につきましては若干ご説明をさせていただきたいと思います。合計欄の滞納繰越分、こちらにつきましては、徴収率32.6%ということで、前年度と比べますと1.8%向上する結果となりました。こちらにつきましては、滞納者への徹底した財産調査、それによりまして財産がある者については財産差し押さえを、ない者については執行停止を積極的に図ったものでございまして、滞納額おおむね1,000万円ほど圧縮をすることができたものでございます。特に29年度から本格的に実施を始めました給与の差し押さえ、この辺の効果が大きくあらわれたのかなと思っております。

続きましては、歳出のほうに移らせていただきまして、こちらにつきましては決算書の73ページ、こちらをお聞きいただければと思います。73ページ、一番下の町税徴収管理業務、こちらをごらんいただければと思います。歳出でございますが、大きな支出項目のみご説明をいたします。13節の委託料でございますが、

督促状の処理や今年度10月から開始されます共通納税システム、これらにかかわる電算委託料157万円となっております。また、差し押さえた不動産、こちらを公売に付するための鑑定評価委託料15万6,000円ほどとなっております。

また、23節の還付金でございますが、個人の所得税申告によります還付、また法人の確定申告による予定納税分の還付等503万6,000円ほどとなっております。

1ページに戻っていただきまして、71ページの下から2番目の二重丸になります。こちらの繰り越し分につきましては、固定資産税の住宅用地特例適用誤りに対する還付でございますが、19節の交付金では、要綱に基づきます法定5年を超える20年度から24年度の5年分834万1,000円、約846件、こちらの還付を行っております。23節の還付金、こちらにつきましては法定5年のうち、25年度から28年度の4年分523万3,000円、669件の還付を行ったものでございます。

なお、29年度分の還付につきまして、116万円ほどありました。164件、こちらにつきましては、29年度の歳入予算からの還付となっておりますので、こちらの歳出のほうには含まれておりません。

以上、収税係からの説明を終わりにいたします。

○森田義昭委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村委員。

○今村好市委員 税務課の歳出については、13節の委託料がほとんどだというふうに思うのですが、各係ごとの委託料の集計というのはされているのでしょうか。もしされていたら各係ごとの委託料が幾らになるのかということと、税務課全体で委託料幾ら。それと、前年と比較をして、その委託料については上がっているのか、下がっているのか。

○森田義昭委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 税務課関係の13節委託料、電算委託料になりますが、約1,000万円です。全体合わせまして1,000万円、29年度と比べますと100万円ほど増額となっております。板倉につきましては、いろいろ法改正等もありまして、若干それぞれの年度によりまして委託内容が異なってきますが、30年については全体合わせまして1,000万円ということになっております。

○森田義昭委員長 今村委員。

○今村好市委員 これは、3係全体で1,000万円ということですね。前年と比較をすると100万円増ということで、内容としては制度改正で委託の分野が多少プラスされていると、いわゆる計算の基礎等が変わってきているので、増額100万円という、データ処理の関係でということを理解してよろしいでしょうか。

○森田義昭委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 そのような形で増額となっておりますのでございます。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにいらっしゃいますか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 針ヶ谷です。お願いします。

たばこ税関係で、先ほどの説明ですと、減収で電子たばこの分かなというような説明だったのですけれど

も、この間から電子たばこにも普通のたばこ同等の課税をというような記事を見受けたような気がするのですが、その辺はもう決定というか、そういう連絡とかはまだない、まだ未定の段階なのでしょう。

○森田義昭委員長 川部係長。

○川部昌弘住民税係長 電子たばこの増税につきましては、税改正がされておりまして、たばこの計算式がちょっとあるのですけれども、基本的に葉っぱの量と、あと本数の価格によって上がって決まってくるのですが、それが1年ごとに税が上がってきます。最終的に紙巻きたばこと同じ税率の額になるのですが、それは5年かけて税が上がっていく形になっております。そういうふうに税改正はされております。

○針ヶ谷稔也委員 動き出しているの。

○川部昌弘住民税係長 動き出しております。

○森田義昭委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 電子たばこの中には、葉っぱ使っていないものの中にはありますよね。たしかあったと思うのですけれども、そういった分の説明もされているのですか。

○森田義昭委員長 川部係長。

○川部昌弘住民税係長 多分ブルーム・テックだと思うのですが、あれも多分たばこの葉っぱので換算されていると思います。ちょっとその辺は私も詳しくはわからないのですが、一応そういうふうにブルーム・テックも税率はかかっております。あれ一応たばこの葉っぱから何か抽出されているものだというふうに聞いていますので、それで税金はかかっております。

○森田義昭委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 喫煙者の数が減らなければ、5年後にはまた大体同額になるような見込みというような形なわけですね、今の説明からすると。5年かけて税率が一般たばこと同じようになるということだね。ただ、その間どれだけたばこをやめる人が多くなるかという部分かと思うのですけれども、はい、わかりました。ありがとうございました。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかに。

小野田委員。

○小野田富康委員 小野田です。よろしくをお願いします。

固定資産税の件でお伺いしたいのですけれども、評価がえ業務、これで104地点を時点修正に関する委託料ということなのですが、これはどこに委託されてやっていらっしゃるのでしょうか。

○森田義昭委員長 青木係長。

○青木小百合資産税係長 委託先につきましては、標準宅地の鑑定評価を行っております群馬県不動産鑑定士協会のほうにお願いしております。

○森田義昭委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 104地点もやっているにしては、随分金額的には安いなと思ったので、不動産鑑定士にお願いすると、多分こんなものでは済まないかなと思ったので、ちょっと確認したかったのですけれども。

○森田義昭委員長 青木係長。

○青木小百合資産税係長 平成30年度の業務につきましては、標準宅地の鑑定評価に関する時点修正といい

まして、本鑑定とは別に行うものでして、本鑑定になりますと、やはり1地点当たりが5万円ほどになりまして、今回の場合は時点修正を行っておりますので、また別の鑑定となっております。

○小野田富康委員 はい、わかりました。大丈夫です。

○森田義昭委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 はい、大丈夫です。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにいらっしゃいますか。

青木委員。

○青木秀夫委員 固定資産税のことでお聞きしたいのですけれども、土地ではなくて、先ほど言った建物とか、評価がえしているでしょう。そうするとだんだん、だんだん減価償却して安くなっていきますよね。そうするとどこか最低の限度があって、これ以下は下がらないという基準があるのですか。

○森田義昭委員長 青木係長。

○青木小百合資産税係長 最低の基準、一応一般の住宅ということでお答えさせていただきますと、当初の再建築費の価格からおよそ25年間かけて減価償却をしていきます。それで、最終的には最初の価格の20%まで減価して、20%に到達した時点で、そのままの金額が据え置きとなります。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうしますと、100年たった建物でもそういう20%の評価で課税されるわけですね。

○森田義昭委員長 青木係長。

○青木小百合資産税係長 そうです。建物が古くなってしまっても、固定資産税は壊さない限りお願いをさせていただき税金になります。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 再建築する費用の20%程度という評価になるわけですか。

○森田義昭委員長 青木係長。

○青木小百合資産税係長 最終的にはそうです。20%まで減価をしていきます。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 それと関連してなののですけれども、建物のある宅地と建物のない宅地だと税金が高くなるというのではないですか。要するに宅地の軽減、建物だって措置というのがあるわけでしょう。あれは無制限ではなくて、一定の面積の中の何平米かだけ、何割かなのでしょうか。何平米か、200平米とか。この板倉町あたりでも200平米なのですか。例えば500坪の敷地があるでしょう。500坪のある土地の中に大きい家だとか、要するに物置とか、そういうのがいっぱいあるうちがあるでしょう。そういう敷地の中でも例えば500坪の中に小さな家があって、それ全部宅地になっていると、そういった場合は軽減率というのは同じなのですか。言っている意味わかるかな。

○森田義昭委員長 青木係長。

○青木小百合資産税係長 まず、特例がきく宅地というのは、原則居住をするための建物が建っている土地、宅地が特例を受けられるものになりまして、ただ物置が建っているだけでは特例はきかないということにして、建物が小さくても、居住用の建物でしたら軽減はきくののですけれども、その面積的なことに関しまして

は、200平米までが小規模住宅用地といいまして、評価額が6分の1に軽減されまして、それを200平米を超える部分につきましては、評価額が3分の1に軽減されまして、その面積要件といたしましては、延べ床面積の10倍が限度となっております。

○青木秀夫委員 ああ、なるほどね。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 建物の面積の10倍までが3分の1か、面積軽減なんて。無制限ではないわけね。よく誤解している人がいるわけだよね。建物があれば固定資産税が安くなるのだと、家を壊すと高くなってしまふから、古い家でも置いておいたほうがいいと。といってもそれはあれなのだ。小規模住宅だったら200平米までが6分の1軽減で、残りの200平米を超えた面積、例えば板倉だと広い敷地のうちが多いですよ。例えば500坪もあると、その200平米というと、60坪ぐらいですよ。それが6分の1軽減になって、残りはそこに敷地ある建物の10倍までか。では、50坪の建物があれば、50坪までは3分の1の軽減対象になるわけだ。そういうわけね。

○森田義昭委員長 青木係長。

○青木小百合資産税係長 50坪の建物……

○青木秀夫委員 の10倍、延べ床面積の10倍。

○青木小百合資産税係長 そうです。延べ床面積の10倍までが、はい、軽減の対象になります。

○青木秀夫委員 3分の1の軽減の対象になると、そういうことなのですね。

○青木小百合資産税係長 そうです。

○青木秀夫委員 では、家があれば全部安くなるというわけではないよね。

○青木小百合資産税係長 そうです。一応面積要件はあります。

○青木秀夫委員 そういうことね。

○青木小百合資産税係長 はい。

○青木秀夫委員 はい。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

荒井委員。

○荒井英世委員 今の関係なのですけれども、決算書の71ページ、一番下の繰り越しで町税収入管理業務とありますよね。下のほうの住宅用地特例過誤納還付金、これは何件と言いましたっけ。

○森田義昭委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 23節の還付金は、669件です。

○森田義昭委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 何でまた、669件って多くないですか。

○森田義昭委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 この件につきましては、その年度、同じ人であっても年度1件というカウントをしていまして、対象者につきましては195名です。195名、中には10年還付される方もいらっしゃいますし、5年還付される方もいらっしゃいます。その年度ごと件数という意味合いでの669件ということです。

○森田義昭委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 ああ、そうか。還付はあれでしたっけ、最高10年までさかのぼれるのでしたっけ。

○森田義昭委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 今回は町の課税誤りということで、町の要綱に基づきまして、法定5年、法定を超える5年、10年の還付を行っております。

○荒井英世委員 わかりました。結構です。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

青木委員。

○青木秀夫委員 青木さんにさっきの関連で聞きたいのですが、先ほど居住用の建物の限度額は古くなっても20%が課税対象と言ったでしょう。あれ工場なんかはどうなのですか。それもやはり古くなっても20%課税対象になるの。

○森田義昭委員長 青木係長。

○青木小百合資産税係長 はい、工場につきましても、その経過年数が違ってくるのですけれども、鉄骨とかですと、もうちょっと長く35年とかをかけてゆっくりと下がっていく形になるのですけれども、最終的には20%は残すということになります。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうすると、言っでは悪いけれども、どんなぼろい工場でも、中には50年、60年たっている建物もありますよね。そうするとそういう建物も建築すれば幾らかかるだろうという想定で20%程度の課税はされるということなのですか。

では、もう一つ聞くと、償却資産なんかはどうなのですか。償却済みになっても、やはり最低金額が課税の対象になっているわけですか。機械なんていうと、私わからないけれども、いろんな、5年だとか、5年というのはないのか。7年とか13年とか何かあるのでしょうか、そういう償却期限が。そうすると償却期限が切れてしまって、もうそれ以後償却、実質はゼロみたいになっているわけだけれども、償却済みになっているものも課税の対象になるのですか。

○森田義昭委員長 青木係長。

○青木小百合資産税係長 まず、建物につきましても、先ほども申し上げましたけれども、古くなっても、建っている限りは固定資産税はお願いさせていただきます。

償却資産につきましても、耐用年数が切れていても、その償却資産を所有している限りは、取得価格の5%まで下がりますけれども、それが限度で。

○青木秀夫委員 はい、わかりました。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 なければ、以上で慎重なご審査ありがとうございました。

以上で税務課の関係の審査を終了いたします。ありがとうございました。

○小林桂樹事務局長 それでは、事務局よりご連絡させていただきます。

この後、本日の審査、また昨日の審査で回答が不十分だった部分につきまして、企画財政課、それから住民環境課から説明がございますので、しばらくこのままお待ちいただければと思います。

○森田義昭委員長 こっちではなくて、説明不足。

よろしいですか。それでは、企画財政課の追加の説明をよろしく願いいたします。

根岸課長。

○根岸光男企画財政課長 それでは、忙しいところ済みません。

先日の決算審査の際に、地方交付税措置のある町債の交付税の算入の状況ということで、そのとき資料がお示しできませんでしたので、本日お示しをして説明をさせていただきます。よろしく願いします。

○森田義昭委員長 栗原係長。

○栗原正明財政係長 お世話になります。

そうしましたら、お手元にお配りしてあります資料に基づきまして、説明させていただきます。

まず、1ページになりますけれども、普通交付税の関係なのですけれども、その上の四角のところにありますように、交付税措置のある地方債、これは町の借入金、町債になりますけれども、こちらが普通交付税において主にちょっと言葉が専門的になってしまうのですけれども、基準財政需要額の個別算定経費の中で、事業費補助として計算されるものというのが1つ、あと公債費という項目の中で計算されるものというふうな2パターン計算の仕方がありますということになっております。

下の表になりますけれども、交付税の簡単な説明でいきますと、基準財政需要額というものが要するにわかりやすく言いますと、どこの市町村でもある程度の行政運営をしなくてはならないので、それにかかる標準的な経費にかかる一般財源、こちらがどのぐらいかかりますかというのを計算したものと、これが板倉町の場合、平成30年度でいきますと32億9,067万1,000円ということになりますけれども、こちらから臨時財政対策債ということで、国で交付税として配るお金が足りないので、町のほうで借りて財源を調達してくださいということで、振りかえて町が借りてくださいという限度額が2億2,586万円、これがありまして、あとは基準財政収入額、こちらは町のわかりやすく言いますと、一般的な税収的なものです。税収とか、あと財政係のところいろいろ説明しました譲与税ですとか、何とか税交付金とかというようなもの等の地方消費税交付金とか、そういったものです。そういったもの等のおおむね75%、100%算入になるものもありますけれども、おおむね75%の金額が19億5,100万円ということで、こちらのアからイとウを引いた残りが11億1,334万1,000円ということで、こちらが30年度の普通交付税の数字となりますということで、ではその交付税算入される公債費がどのように算入されているかというものの資料を今回お示しするというので、そのアのところの右に米の1番ということであると思うのですけれども、こちらが3億5,017万1,000円ということで、こちらがいわゆる交付税措置がある地方債の交付税措置額ということになるのですけれども、こちらは基準財政需要額ということで計算される額が3億5,000万円ということになっております。

これがどういうものかといまして、2ページ目をめくっていただきますと、ちょっと細かい数字になるのですけれども、表が細かくなっていますが、簡単に言いますと、その基準財政需要額というのを計算した要するにいろんな項目があるのですけれども、その実際もっと細かい中身があるのですが、一番総括表的なものがこの表になっています。

この表の中の上の四角です。上の赤の四角で囲ってある分、ここのところの合計が小計で23億5,800万円

何がしということになっておりますけれども、ここの中で計算されてきますよという、交付税措置が計算されてくる町債がありますよというものと、その下の赤の四角、公債費ということで、Aというふうに書いてありますけれども、こちらで計算しますよというふうに2パターンがあります。このAというものが例えば真ん中辺に一番大きいものですと、臨時財政対策債償還費ということで2億3,678万3,000円ということで書いてありますけれども、こういったところで計算される更正措置がありますと。

あと、上の四角の場合は、この23億円の中の一部が計算されているのですけれども、それが次の3ページの表になりまして、Bというところで、Bの隣が23億5,800万円ということで、先ほどの2ページの一番下の計になりますけれども、その中のうち、このBの6,700万円がその計算上入ってきていますよというのがあります。この2つを足した、AとBを足したものが、先ほど言った1ページの基準財政需要額というところで計算上入っている額ということになります。これが3億5,000万円ということになります。

ただ、実際に、例えばその左の32億9,000万円ではなくて、町に来るお金というのは臨時財政対策債に振りかえて、あとは実際の町の税収等も引いてということになりますので、最後11億円になってしまうので、ではこの部分を相当する額というのが米2、米3、米4というのが上と同じ比率で、わかりやすく言うと、アでいうと32億9,000万円の中の大体1割強です。1割が3億2,900万円になるわけなので、それよりちょっと多目なのですけれども、1割強がその基準財政需要額に算入されている、その交付税措置されている額という形になりますので、ではこれから税収等相当するものを引いていくと、実際に町に来ているお金とすると、米の4の1億1,800万円程度に推計ができるという形になります。

続きまして、最後の4ページになりますけれども、こちらが赤四角の一番合計のところは46億5,500万3,000円となりますけれども、これが30年度末の時点で、今後交付税措置されるもの、交付税措置というのは、実際にもらえるものと言うよりは、その基準財政需要額というのに計算上入ってくるもの、それなので、1ページでいうと、米の4ではなくて、米の1に相当する金額です。実際、今年でいうと、その3分の1ぐらいに実際もらえるお金というのはなってしまうわけですが、それに相当する金額が4ページでいうところで46億5,500万円程度になるというような、こういった表もございますということです。

ちょっと専門的な用語でわかりにくかったと思うのですが、説明としては以上になります。ただし、今村委員さんにお答えしたと思うのですが、その町でやっている事業ごとにこういう幾ら幾らという表はなくて、あくまでこういう計算上のは公表がありますよということでお示しをしたものでございます。

以上です。

○森田義昭委員長 説明が終わりました。

今の件で質疑がございましたら。

今村委員。

○今村好市委員 いわゆる起債を起こすときには、この事業については起債額の75%とか80%の後で交付税で算入しますよというのが事業ごとに出ているのだよね。出ているのだけれども、実際はまとめて基準財政需要額の中でこれだけは見ますよという、そういうやり方なのだ。そうすると、では本当に起債を借りたいときに約束、約束というか、措置で見ますよというのが必ず入っているかどうかというのは、なかなかチェックは今の時点では交付税の算入の中でチェックするというのは無理なのですね。

○森田義昭委員長 栗原係長。

○栗原正明財政係長 この計算のもとになっている金額というのは、例えば借りた額とかがもとになっていたりするので、それは足し上げになっているので、一応計算上は入っていることにはなっているのだと思いますけれども、ただその事業ごとには細分化はしていないので、あくまで同じ例えば町で借りているものですと……

○今村好市委員 臨時財政対策債は出たよね。

○栗原正明財政係長 臨時財政対策債は100%なので、そのまま丸々計算上入ってくるという形になります。ただ、実際はでは臨時債の場合、100%交付税措置になるのですけれども、では例えば板倉町が、大泉町の例でいうと、大泉町は交付税もらっていないという形になるのです。だから計算上は借りた場合入ってくるけれども、税金が自分のところであるから、交付税としては来ないという仕組みになってしまうので、それなので板倉町でいうと、それなりの税金を計算すると3分の1ぐらいというイメージかなと。それは例えば財政力指数が大体0.67とか、そういうふうになってきますので、そうすると約3分の2なので、ということは3分の2は町の税金で返していて、3分の1は交付税で返しているというような見方もできるのかなと。当然税金がうんと増えて、不交付団体、交付税がもらえない団体になれば、計算はあるけれども、お金は一銭も来ないという仕組みになりますので、あくまでその需要額に算入される割合という形になるのです。ということで、なかなかちょっと難しいかなというところがあります。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 ないようでしたら、どうもありがとうございました。

続きまして、住民環境課の補足説明をお願いします。

峯崎課長。

○峯崎 浩住民環境課長 お世話になります。

先ほどの決算審査の中で何点かご質問ありまして、そのときに答えられなかった根拠等についてご説明のほうを申し上げたいと思います。

まず最初に、荒井委員さんからご質問のありました決算書67ページ、クビアカツヤカミキリ対策協議会の負担金の算出根拠についてでございます。均等割ということで協議会に参加しております館林、あと邑楽郡の各町ですけれども、均等割ということで、各5万円、それとそのほかに伐倒数、伐倒、倒木した本数に応じた負担金ということで、板倉町は2本倒木、伐倒をしましたので、29万4,100円という負担金の額が出ております。合計しまして34万4,100円の負担金ということになっております。ちなみに館林は14本伐倒、倒木しておりますので、負担金でございますが、館林の場合は246万5,900円というようなことで負担金の額が出ていますところでございます。

続きまして、針ヶ谷委員様からご質問のありました決算書でいいますと、105ページの清掃費の項目でございます。105ページの清掃費の項目、当初予算額よりも300万円近く決算額が減っていると、その理由等についてということでしたが、これにつきましては、その内容は職員の人件費関係、こちらで185万9,000円の減というふうになっているところでございます。その理由としまして、当初予算で見ます人件費

につきましては、その前年度の在籍している職員の人件費を積み上げております。4月の異動に伴いまして、人件費の人の変更に伴います人件費の変更が発生します。その関係で例えば給与の安い職員が配属になった場合は、当初予算よりも決算額としては少なくなるというようなことで、人件費としまして185万9,000円の減、そのほかに大きなものとして、ごみステーション、これは集団回収の関係でございますが、集団回収が件数が対前年よりも少なかったというようなところで減少したというような結果となっております。

以上2点、質問のありましたときに、回答できなかったことについての補足説明ということで、説明のほうを終わらせていただきたいと思います。

以上になります。

○森田義昭委員長 説明が終わりました。

今の説明の件で質疑がありましたら、よろしく願いいたします。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 対応ありがとうございました。

主には、人件費の個人分の変動の集積でマイナス185万円と、あとの100万円ちょっとが集団回収費の補助金分が実施されなかった分で減額になったという認識ですか。何か工夫して、これをこういうふうに変えたから300万円あれだったのだよというようなのがあればよかったなと思ったのですけれども、実際にお金が動いていないというか、そういう単価的な部分で300万円減少になったという認識ということですね。

ご丁寧にありがとうございました。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 ないようです。

どうもありがとうございました。

---

#### ○閉会の宣告

○森田義昭委員長 では、以上をもちまして本日の予算決算常任委員会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

閉 会 （午後 3時32分）